

平成28年第1回定例会
斑鳩町議会会議録

平成28年2月29日
午前9時30分 開会
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（12名）

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	濱真理子	13番	奥村容子

1, 欠席議員（1名）

12番 木澤正男

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 寺田良信 係長 大塚美季

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	植村俊彦
総務課長	加藤恵三	総務課参事	谷口智子
企画財政課長	面卷昭男	税務課長	黒崎益範
住民生活部長	乾善亮	福祉課長	中原潤
国保医療課長	山崎善之	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	住民課長	安藤容子
都市建設部長	藤川岳志	建設課長	本庄徳光
観光産業課長	井上貴至	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	西川肇	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	真弓啓	上下水道部長	谷口裕司
下水道課長	上田俊雄	代表監査委員	佐伯知輝

1, 議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 2. 会期の決定について
- 日 程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 5. 総務常任委員長報告について
- 日 程 6. 報告第 1 号 監査結果報告について
- 日 程 7. 平成 2 8 年度施政方針について
- 日 程 8. 議案第 1 号 斑鳩町行政不服審査法施行条例について
- 日 程 9. 議案第 2 号 斑鳩町史編さん委員会設置条例について
- 日 程 1 0. 議案第 3 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例について
- 日 程 1 1. 議案第 4 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を
改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例について
- 日 程 1 2. 議案第 5 号 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁
償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 1 3. 議案第 6 号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当
に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 1 4. 議案第 7 号 特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に
関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 1 5. 議案第 8 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に
関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 1 6. 議案第 9 号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等
の一部を改正する条例について
- 日 程 1 7. 議案第 1 0 号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例
について
- 日 程 1 8. 議案第 1 1 号 斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する
条例について
- 日 程 1 9. 議案第 1 2 号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改
正する条例について

- 日 程 2 0 . 議案第 1 3 号 平成 2 7 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日 程 2 1 . 議案第 1 4 号 平成 2 7 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日 程 2 2 . 議案第 1 5 号 平成 2 7 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日 程 2 3 . 議案第 1 6 号 平成 2 7 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日 程 2 4 . 議案第 1 7 号 平成 2 7 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日 程 2 5 . 議案第 1 8 号 平成 2 8 年度斑鳩町一般会計予算について
- 日 程 2 6 . 議案第 1 9 号 平成 2 8 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日 程 2 7 . 議案第 2 0 号 平成 2 8 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について
- 日 程 2 8 . 議案第 2 1 号 平成 2 8 年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について
- 日 程 2 9 . 議案第 2 2 号 平成 2 8 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日 程 3 0 . 議案第 2 3 号 平成 2 8 年度斑鳩町水道事業会計予算について
- 日 程 3 1 . 議案第 2 4 号 財産の無償譲渡について
- 日 程 3 2 . 議案第 2 5 号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定について
- 日 程 3 3 . 議案第 2 6 号 斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定について
- 日 程 3 4 . 承認第 1 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）
- 日 程 3 5 . 認定第 1 号 町道認定及び路線変更について
- 日 程 3 6 . 陳情第 1 号 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の議会決議について

- 日 程 3 7 . 陳 情 第 2 号 精 神 障 害 者 の 交 通 運 賃 に 関 す る 請 願 書 に つ い て
- 日 程 3 8 . 報 告 第 2 号 議 会 の 委 任 に よ る 町 長 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て
(損 害 賠 償 の 額 の 決 定 に つ い て)
- 日 程 3 9 . 報 告 第 3 号 議 会 の 委 任 に よ る 町 長 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て
(平 成 2 7 年 度 斑 鳩 町 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 5
号) に つ い て)
- 日 程 4 0 . 報 告 第 4 号 平 成 2 8 年 度 斑 鳩 町 文 化 振 興 財 団 事 業 計 画 の 報
告 に つ い て
-

1 , 本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

議 事 日 程 に 同 じ

(午前9時30分 開会)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

なお、木澤議員から欠席の通告を受けています。

これより、平成28年第1回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

○町長（小城利重君） おはようございます。

平成28年第1回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆さまには公私何かとお忙しい中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、本定例会は、斑鳩町行政不服審査法施行条例についてなど32議案を提出させていただいております。いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

また、去る1月28日から2月3日まで5日間にわたり、佐伯、中川両監査委員には平成27年度の定期監査を実施していただいたところではありますが、終始熱心かつ厳正な監査を賜り、ここに深く感謝を申しあげる次第でございます。本日、その結果をご報告いただくことになっておりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

平成28年度の施政方針及び提出議案の説明は後刻とさせていただくこととし、簡単でございますけれども招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布いたしております議事日程表のとおりであります。よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により議長において指名いたします。

本定例会の会議録署名議員には、1番、宮崎議員、2番、小林議員を指名いたします。両議員には会期中よろしく願いいたします。

続きまして、日程2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から3月18日までの19日間と定めることについて、これ

にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの19日間と決定いたしました。

続きまして、日程3. 建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成27年第5回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

1番、宮崎委員長。

○建設水道常任委員長(宮崎和彦君) それでは、去る2月17日、全委員出席のもと建設水道常任委員会を開き、継続審査案件、委員会所管に係る事案について報告を受け、審議を行いましたので、その概要について報告いたします。

初めに、継続審査について、1つ目として、都市基盤整備事業、①として、都市計画道路の整備促進に関することについて、いかるがパークウェイの用地取得、埋蔵文化財発掘調査、予算確保に向けた要望活動について、説明、報告されました。質疑等はありませんでした。

2番目として、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、前回の委員会以降変わりはないということで報告されました。委員より、法隆寺駅北口の植栽帯の整備について、マンション建設の説明会について、マンションの高さ制限について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

継続審査案件については一定の審査を行ったということで終わりました。

続きまして、各課報告事項について、1番目として、高齢者運転免許自主返納支援事業について、運転免許証を自主返納された高齢者に対して免許証返納後の公共交通の利用を支援するものであるということを説明されました。委員より、5,000円の根拠と他地域の支援状況、県の事業サービスについて、斑鳩町の高齢者の交通事故について、高齢者が免許を返納しない理由について、事業の予算とコミュニティバスの有料化について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

2番目として、斑鳩町転作推進助成金交付要綱について、水田における米の生産調整を主目的とする農作物の出荷販売を行った生産者に対し、予算の範囲内で斑鳩町転作推進助成金の交付をする要綱を策定するものであると説明されました。委員より、事業の重複について、予算と対象者について、件数と面積について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

3番目として、一般国道25号斑鳩町歩道設置事業について、町営駐車場から法隆寺東交差点北側と南側の工事進捗状況と今後の工事予定、竜田大橋西詰から三室交差点の工事状況と今後の工事予定の説明がされました。質疑等はありませんでした。

4番目として、大和都市計画道路 郡山・斑鳩・王寺線（支線部）の廃止について、40年以上経過しても三郷町では計画決定されないため都市計画廃止にするとの説明、報告がされました。委員より、交差点工事内容について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

5番目として、万代法隆寺店のリニューアルオープンについて、3月4日金曜日オープンの再確認の報告がありました。質疑等はありませんでした。

次に、その他について、委員より、堂山自治会の水路の浚渫の補助金の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

以上が、閉会中における当委員会に係ります審査の概要と結果であります。詳細につきましては会議録に整理しますので、ごらんいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程4．厚生常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

2番、小林委員長。

○厚生常任委員長（小林誠君） それでは、2月18日に厚生常任委員会を開催いたしましたので、その概要についてご報告をいたします。

まず、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化に関することについてを議題といたし、理事者に報告を求めたところ、（1）斑鳩町一般廃棄物処理基本計画（中間見直し案）について、平成23年から平成32年度までの基本的な計画を定めており、中間年に当たる今年度に計画の見直しが審議されております。去る2月25日開催された斑鳩町廃棄物減量等推進審議会では基本計画の見直しを最終確認し、その後、町の最終的な基本計画として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき公表する予定であることの報告を受けました。委員よりの質疑として、1つ、今後の生ごみ分別収集の取り組みについて、2つとして、リサイクル率について、3つとして、ごみ出しマナー向上対策について、4つとして、スーパー等のレジ袋やトレーなどの過剰包装の削減についてなどの質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。

以上が継続審査についての概要であり、一定の審査を行い、終わりました。

次に、各課報告事項について、理事者より報告を求めたところ、（１）地域包括ケアシステムの構築に向けた推進体制（事業）について、（２）斑鳩町地域ケア会議設置要綱について、（３）斑鳩町生活支援体制整備事業実施要綱について、（４）斑鳩町在宅医療・介護連携推進事業実施要綱については、関連しておりましたので、一括して理事者の報告を求めました。委員よりの質疑として、１つ、各会議、委員の選任について、２つとして、生活支援コーディネーターの資質、また配置について、３つとして、関係機関の連携についての質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。内容につきましては、大変長くなりますので割愛させていただきますが、全て地域包括ケアシステムの構築に向けた事業であり、今後、大きく５つの法令で定められた事業を展開していくこととなります。そのうち３つの要綱を、今回、ご報告いただきました。残りの２つ、認知症総合対策推進事業については前回の平成２７年１２月の厚生常任委員会で議論、もう１つ、介護予防・日常生活支援総合事業につきましては平成２７年の３月議会の厚生常任委員会で議論しておりますので、過去の議事録もあわせてごらんになりますと、よりわかりやすいと思います。

次に、（５）個人番号カードの申請について、（６）斑鳩町高齢者優待券の使用範囲の拡大について。

以上が各課報告事項に関する報告であり、閉会中における厚生常任委員会の概要であります。なお、詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ごらんいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 次に、日程５．総務常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

７番、嶋田委員長。

○総務常任委員長（嶋田善行君） それでは、総務常任委員長報告をいたします。

去る２月２３日、全委員出席のもと総務常任委員会を開催いたしましたので、その概要をご報告します。

初めに、継続審査案件であります。斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてであります。まず、本年度予定の史跡中宮寺跡の整備は３月１８日に終了予定であること、斑鳩大塚古墳の範囲確認調査は２月１９日から３月３１日までの実施予定であること、平成２８年度春季の藤ノ木古墳石室特別公開は４月３０日、

5月1日の2日間の予定であること、1月23日に小田原市の法隆寺ゆかりの都市文化交流シンポジウムが開催されたことなどの報告がなされました。委員より、若干の質疑がいたされました。

続きまして、各課報告事項であります。

1つとして、平成28年度税制改正大綱（地方税関係）の概要であります。個人町民税に関する改正、法人町民税に関する改正、固定資産税・都市計画税に関する改正、軽自動車税に関する改正、その他法令の改正による条文整理等の所要改正についての報告がなされました。委員より、若干の質疑がいたされました。

2つとして、「女と男が輝く未来計画－第3次斑鳩町男女共同参画推進計画－（案）」についてであります。平成18年度の第2次計画の期間が平成27年度で終了することから、第3次推進計画案の取りまとめの報告であります。4つの章で構成されており、第1章では、計画の基本的な考え方、第2章では、男女共同参画に関する世界や国、県、斑鳩町の動きや社会の状況、第3章は、計画の柱となる5つの基本目標と11の基本方針、第4章では、今後の総合的な推進体制などの報告がなされました。委員より、若干の質疑がいたされております。

3つとして、斑鳩町教育に関する大綱についてであります。法令改正に伴い、斑鳩町の教育の目標や施策の根本的な方針となる斑鳩町教育に関する大綱を策定したとのこと。「和の精神をもとに、人を思いやる心、いたわる心、感謝する気持ちを育み、善悪を判断する力をつけることができる教育をすすめる」、「生涯にわたって、自ら学び、自ら健全な心身を育むことができる生涯学習・生涯スポーツをすすめる」、「歴史的・文化的遺産の保全や継承に努め、住民が地域に誇りと愛着を持つことができるまちづくりをすすめる」、この3つを教育理念として、各分野の基本方針、施策目標などの説明がなされました。委員より、若干の質疑がいたされました。

次に、4つとして、学習支援事業の利用料減免案についてであります。学習支援事業の利用料の減免対象者の拡大の説明がなされました。委員より、若干の質疑がいたされました。

5つとして、学校給食・調理・洗浄業務の委託についてであります。現在の契約期間が本年3月末日で満了することから、28年度からの新たな委託業者を入札により決定したとのこと。斑鳩小学校も、28年度、業者委託することです。委員より、直接雇用されていた調理員に関しての質疑がいたされました。

次に、6つとして、臨時職員の賃金改定についてであります。多様な行政ニーズに対

応するため、新たな職種の賃金を定めるとともに、臨時職員賃金改定を行うとして、介護支援専門員の賃金の新設、管理栄養士の賃金の新設及び保健師の賃金の改正、危機管理顧問の賃金の新設、そして、土木建築技術顧問、文化財活用センター長及び青少年悩み事相談員を除く臨時職員の賃金の引き上げで、平成28年4月1日の施行予定との報告がなされました。委員より、危機管理顧問の職種について質疑がいたされました。

その他の報告としまして、斑鳩町コミュニティバス実証運行業務委託予定事業者を奈良交通株式会社に選定したとの報告がなされました。委員より、若干の質疑がありました。

最後に、その他であります、委員より格別の質疑はありませんでした。

以上が、閉会中における当委員会の概要であります。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ごらんいただきますようお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

次に、日程6．報告第1号 監査結果報告についてを議題といたします。

佐伯代表監査委員の報告を求めます。

佐伯代表監査委員。

○代表監査委員（佐伯知輝君） では、監査結果を報告いたします。

今回、2つあります。定期監査結果と財政援援助団体等の監査結果と。まず、定期監査結果、こちらの報告からさせていただきます。報告書の1ページのほう、見ていただきますと、

平成27年度定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定により、平成27年度の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により報告書を提出します。

平成28年2月29日

斑鳩町監査委員 佐伯 知輝

斑鳩町監査委員 中川 靖広

次に、監査の概要ですが、監査の実施期間は以下のとおりです。監査の実施者も以下のとおりで、監査の対象、（1）番、対象部局課室名または出先機関名は以下のとおりです。現地監査、こちらのほうも行きまして、斑鳩町の衛生処理場ですが、平成26年の11月18日から28年の8月5日までの、5日完了の3か年事業ですけども、見たところ順調そうで、遅れはないという報告も受けております。そのあと、斑鳩町東老人

憩の家、そちらのほうにまいりまして、管理状況も見てきました。斑鳩町図書館、こちらのほうも蔵書点検の方法と点検結果について、帳簿棚卸しと実地棚卸しと、きちんとしておりました。児童フロア改修工事について、きれいなじゅうたんも敷かれて、きちんとされておりました。斑鳩南中学校、こちらのほうへ行きまして、楽器の保管状況についてですが、町の在庫管財のシールをきちんと張られており、保管状況も良好でした。学校蔵書の点検についてですが、こちらのほうも実地の棚卸しをされています。災害用備蓄品の保管状況について、全て確認させていただきまして、在庫どおりでありました。その次、3ページのほうにいきまして、監査対象事項及び範囲ですが、以下のとおりで、監査の目的、着眼点及び監査手続きは以下のとおりです。

監査の結果ですけれども、1番で、予算の執行及び事業の管理状況、監査の結果、監査の対象となった各課等の予算に係る財務に関する事務は以下のとおり適正に執行され、また、水道事業に係る経営も適正に行われているものと認められた。なお、帳票、証憑の管理も内部牽制が良好に働いており、各会計数値とも正確に記帳計算されているものと認められた。一般会計、各特別会計及び水道事業会計に係る平成27年12月末日現在における歳入歳出予算の執行状況の概要は、次のとおりです。

一般会計ですが、収支の状況、一般会計の歳入歳出予算の執行状況は別表1のとおりとありまして、別表1以下、別表が、17ページの次から別表1から9まで載せております。別表1のとおりで、予算現額92億6,181万5千円に対し、歳入の収入済額は63億4,546万8千円で、執行率68.5%、前年度68.8%は、前年度と比較して0.3ポイントの減となっています。一方、歳出の支出済額は48億5,466万円で、執行率52.4%、前年度52.7%は、前年度と比較して0.3ポイントの減となっている。各款ごとにおける歳入歳出予算の執行状況の主な内容は次のとおりである。

歳入の状況ですけれども、重要なところだけちょっと申しあげていきたいと思いますが、町税のほうで、真ん中あたりに、町民税全体で前年度より377万9千円増加の10億3,340万7千円、前年度10億2,962万9千円となっています。その次ですね、次に、固定資産税は、地価の下落と評価がえ、これ、3年に1回行われます。平成で言う3の倍数になるんですが、平成27年度が評価がえの年になり、その評価がえを行っております、に伴う家屋の減価を行ったことから、前年度と比較して1,906万5千円の減少となっております。これ、収入済での減少で、調定額言いますと、2,301万3千円減少しております。結構金額は大きいかと思いますが。都市計画税も同様の

理由で前年度と比較して146万7千円の減少となっております。こちらのほうも収入で、調定のほうでは172万5千円の減少となっております。

その次、5ページのほういきまして、その他の税収ですけれども、3行目の真ん中あたりからですけれども、社会保障財源として消費税率が5%から8%に上がったことで、地方消費税交付金が前年度より1億4,353万9千円の増収となっております。

その次に、ちょっと飛んでいただいてですね、7ページのほう見ていただきますと、7ページの真ん中あたりで、土木使用料の町営住宅家賃、こちらのほうですけれども、調定額2,427万3千円、これ、前年度が3,042万2千円で、前年度と比較して614万9千円減少しているんですけれども、これの原因がですね、その2行下の真ん中あたりからですね、家賃の減免に該当すると思われる低所得者に減免申請書を送付したことから、減免適用者が急増したものであります。それで614万減少しております。

その次、8ページのほうにまいりまして、8ページの真ん中あたりに、家庭系廃棄物の減少量が多く、全体として家庭系の排出量が減少しているのは、住民の分別意識の高まりとともにごみを出さないという意識が住民に定着してきているものと思われま

す。すみません、しばらくずっと飛んでいただいて、11ページのほう見ていただきますと、11ページの下の方です、公共下水道事業特別会計への繰出金の推移ですけれども、こちらのほうで、表の真ん中あたりに下水道公債費繰出金がありますが、これが25年度、26年度、27年度見込み額で書いておりますけれども、大幅にずっと増加しております、今後もこの増加はしばらく続くものと思われま

す。その次、12ページのほう見ていただきまして、(2)番、国民健康保険事業特別会計、こちらのほうですが、4行目のところで、国民健康保険税の税率が本年度より改定され、調定区分ごとの収納状況は別表9のとおりである。国民健康保険税全体の調定額は8億3,731万4千円、前年度が8億3,619万6千円で、前年度に比べ111万9千円の増加、収入済額で言いますと4億9,801万4千円、前年度4億8,799万9千円で、前年度と比較して1,001万5千円の増加となっております。現年課税分の調定額は6億7,406万円、前年度が6億5,940万5千円、収入済額は4億7,351万円、前年度4億6,536万8千円で、前年度と比較して、調定額が1,465万5千円、収入済額は814万2千円とそれぞれ増加となっております。一方、歳出の支出済額は28億8,966万4千円、前年度が27億6,268万7千円で、前年度と比較して1億2,697万7千円の増加となり、支出額は年々ふえ続けております。これ、共同事業拠出金が増加しております。

その次、15ページのほう見ていただきまして、水道事業会計のところなんですけども、2行目の真ん中あたりから読ませていただきますと、今のところ不安材料は見られないんですけども、ただ、今後とも節水意識の高まりや人口減少社会の進行により給水収益の減収傾向は避けられず、固定費のさらなる圧縮を図り、経営体質の強化に心すべきである。資金面については相変わらず潤沢な手元現金を有しており、当面は何ら懸念材料はないんですけども、長期的に見ればですね、老朽管の更新時期が一定の期間に集中してくることから、アセットマネジメントにより長期資金計画は十分検討しなければならないところであると思います。点検修理等、管理がこれから重要になってきて、その費用対効果、これを考慮した長期資金計画、これを検討していただきたいと思います。

16ページいきまして、財産管理の状況ですけども、遊休地のうち大字法隆寺地内は51万円で売却されて、残り、阿波2丁目地内と龍田南5丁目地内の2か所について、平成28年2月に2回目の公募先着順売却による売り払いを予定されておるんですけども、きょうが期限で、今のところ申し込みはないということです。

次に、報告に添える意見としまして、本年度の定期監査の結果はおよそ以上のとおりであり、厳しい財政状況の中、絶えず事業の見直しも行われていて、事務も効率的に運営され、その執行と管理は全て適正に行われているものと認められた。特に記すべき事項もないが、最後に若干意見を付しておきたいということで、まず、民間への業務委託により町の行政体質のスリム化をと。小中学校の給食洗浄調理業務については、平成19年度から斑鳩南中学校、平成20年度から斑鳩中学校、斑鳩西小学校、斑鳩東小学校において民間業者に業務委託されているところであり、平成28年度より斑鳩小学校の給食洗浄調理業務を民間委託するため、入札が行われました。その入札結果による平成28年度の1年間の給食洗浄調理業務の委託金額と平成26年度決算における斑鳩小学校の学校給食調理洗浄に係る1日当たりの人件費に平成28年度の給食日数を乗じた1年間の人件費と比較すると、約900万円の経費削減になるという試算です。

次に、保育園については、少子化対策として私立の保育園を誘致し、現在、運営されているところですが、町立保育園の園児1人当たりの町負担額は約59万円なんです、であるが、町の広域入所の委託として私立保育園に支払っている園児1人当たりの町負担額は約17万円です。なぜこんなに差があるのかといいますと、広域入所に係る委託料については国と県の支出金があるので、私立保育園のほうが、その分、町の負担が少なくなるということです。この理論は、このたび誘致した私立の保育園も同じことです。

町の財政負担の問題から、それだけでどちらがいいと言えるものではないとは思いま

すが、民間保育園のサービス等の内容が町立保育園と同じであれば、町立保育園の民間委託についても近い将来検討するべきではないだろうかと思えます。

次にですね、保育園の給食洗浄調理業務については、平成24年度からたつた保育園、平成25年度からあわ保育園の給食洗浄調理業務を民間委託されており、また、可燃ごみの焼却処理についても平成24年度から民間委託されており、ごみの収集業務の一部も民間に業務委託されています。

昨今の町の財政事情を見ると、平成26年度の経常収支比率は98%で、全国平均の91.3%と比較するとずいぶん高く、経常収支比率が高いということは、あまりよくないことです。県下市町村でも高いほうから数えて10番目の位置にあり、非常に厳しい財政状況である。定期監査や決算審査において、町は、電力の競争入札、遊休地の競売による処分、工事や修繕においても新たな入札を取り入れるなど経費削減に努められている様子はよくわかるんですけども、努力していても、これ、経常収支比率が年々高くなっている現状を鑑みますと、民間でできるものは民間にまかせ、町の行政体質のスリム化を図るべきではないだろうかと思料します。

以上で、定期監査結果報告を終わります。

次にですね、財政援助団体等監査結果報告書、こちらのほうにまいりたいかと思えますが、今回は社会福祉法人の斑鳩町社会福祉協議会、こちらのほうに行つてまいりました。こちらのほう、1ページ開けていただきまして、

財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等の監査を次のとおり執行したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

平成28年2月29日

斑鳩町監査委員 佐伯 知輝

斑鳩町監査委員 中川 靖広

2ページのほういきまして、監査の概要で、監査の対象団体及び監査内容は以下のとおりです。監査の実施日が平成27年の11月16日に行きました。実施した監査手続きは以下のとおりで、次、監査の結果ですが、社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会の概要、斑鳩町における社会福祉事業などの健全な発達や社会福祉活動の活性化により地域福祉の推進を図ることを目的として、昭和48年10月に社会福祉協議会として設立され、昭和49年3月に社会福祉法人となり、現在に至っています。平成17年度から云々とありまして、その下、4行目で、居宅介護支援事業については、民間事業所の充

実に伴い、平成24年度で廃止されております。平成25年度より高齢者等の外出支援事業として町内を3コースに分けて生き生き号を運行しています。利用実績は、平成25年度は延べ3,131人、平成26年度は延べ3,373人である。受託事業として行っていた地域包括支援センター運営事業は、平成28年度から斑鳩町の直営となるため、社会福祉協議会の事業量は大幅に減少することとなります。

その次、2番ですが、社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会に対する監査の結果です。斑鳩町社会福祉協議会の補助金に係る出納その他の事務は、監査の実施した範囲において適正に処理されているものと認められた。なお、日常の会計処理や現金管理などは経理規程に基づき処理されているものの、会計担当者の退職に伴う事務引き継ぎが不十分と思われるが、伝票の重複発行など内部牽制が良好に働いていないと見られるケースもあったことから、会計事務の強化が求められます。

その次、3番目、住民生活部福祉課に対する監査の結果、住民生活部福祉課の補助金の支出に係る事務は、適正に執行されているものと認められた。

4番で社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会の運営状況ですが、平成24年度から平成26年度の運営状況と年度推移、こちらのほうはですね、下表に書いているんですけども、社会福祉協議会の会計基準、こちらのほうが改正になりまして、改正に伴う新旧対照表を次のページに記載しておりますけども、平成25年度までは旧会計基準で、平成26年度からは新会計基準により会計処理をされております。旧会計基準では、その次の表見てもらいましたらわかるんですけども、一般会計及び公益事業特別会計の2つの会計であったんですけども、新会計基準では、斑鳩町社会福祉協議会会計として1つになっており、そのうち社会福祉事業と公益事業に事業区分されており、また、社会福祉事業は法人運営事業と地域福祉事業に拠点区分され、それぞれに細分した事業を持っています。

その表の下ですけども、今回の監査の目的はというのがありまして、その4行目の最後のほうからですね、公益事業特別会計においては名目上の補助金の支出はないが、町は受託金として支出しており、中でも、先ほど申しあげました地域包括支援センター運営事業受託金、28年度からは町営になるんですけども、27年度まではこちらのほうで受託としております。そのほとんどが人件費に充てられていることから、補助金としての性格が強いものと思われまます。

その下、3行目からですね、前述のように、平成26年度からは新会計基準により会計処理されているので、平成25年度と26年度の単純比較、これはかなりしにくいん

です。単純比較はできないことから、別表1で資金収支計算書（一般会計）の年度推移においては、旧会計基準により作成された平成24年度と25年度を比較することとし、平成26年度についてはですね、参考として掲出しています。

3行飛ばしていただいて、その次、平成24年度末で居宅介護支援事業を廃止したことに伴い、平成25年度期首に居宅介護サービス支援事業財政調整基金を全額取り崩して、新たに地域福祉基金として積み立てるため、財務活動による収入として927万円を受け入れているが、平成24年度の決算において法人運営事業経理区分借入金返還金300万円を二重計上していたことがわかり、自ら平成25年9月12日付で修正されています。会計の強化のほうはされた方がいいかと思います。

その次ですね、その下、平成25年度の支出においては、人件費が前年度より986万円の増となっているんですけども、これはですね、高齢者生活支援（買い物支援）のため生き生き号の運転手1名を雇用したこと、及び居宅介護支援事業を廃止したことに伴い、人事異動により人件費が増加したものであるが、補助金もほぼ同額が増加となっています。

その次、少し、すみません、飛んでいただいて、6ページにいきまして、別表4はとありまして、その下、4行目の真ん中あたりからですね、規定によるとボランティア基金事業は運用益をボランティア事業やボランティア団体の活動等に助成することを目的としており、助成の限度額は運用益（定期預金利息）の範囲となっています。高額のため、ペイオフ対策として1,000万円ずつ8つの金融機関に分けて定期預金をされているんですけども、預金利息は、ご存じのように僅少です。この低金利時代にわずかな利息をボランティア事業に充当するよりも、福祉のために有効活用する方法がないものか、今後の検討課題であろうと思います。

その下のほう、第3、むすびとしまして、監査の概要及び監査の結果は以上のとおりで、平成24年度から平成26年度まで及び平成27年度上半期において、特に留意すべき事項は発生していない。また、内部管理面についてもおおむね適正な執行が行われているものと認められ、重大なリスクにつながる点は見当たらないが、若干意見を付しておきたいということで、まず1つ目がですね、共同募金配分事業についてですが、共同募金配分事業のうち歳末募金については、次の理由により事業の見直し等を検討されたい。まず、歳末募金で配分することができなかった残余の募金を奈良県共同募金会に預け金として処理されているんです。これはですね、寄付者の意向を尊重するならば、適正な使途において当年度中に全て配分すべきです。配分金の予定額以上の募金があっ

たことによりその余剰金を積み立てていくことは、これ、制度上の趣旨から問題があると言わざるを得ず、住民に対して収支の状況を説明する必要もあります。余剰が生じるようであれば、募金の方法についても検討すべきではないかと思われるんです。確かに制度上の問題とは思いますが。次にですね、歳末募金で配分された募金が民生児童委員さんを通じて必要とされる児童や家庭等に配分されているんですけども、事務局において実際配分されたかどうかの確認、その最終的な確認はなされていないんですね。やはりこれは報告書等により確認する手立てを講じるべきと思われます。

その次ですね、2番としまして、社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会の会長職についてですが、社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会の代表である会長を斑鳩町長が兼任されておりますが、当団体は斑鳩町より補助金の交付を受けており、また、平成27年度まで、先ほど申しあげました地域包括支援センター運営事業、これを受託している団体でもあります。当該補助金や受託料が公平にかつ適正に算定されているか疑義を生じないためにも、また、かつ新しい発想で住民の福祉に対応するためにも、民間より斑鳩町社会福祉協議会会長を選任するほうが望ましいと思われます。

次に、3番目で、善意銀行事業についてですが、斑鳩町善意銀行事業の金銭の受け入れ及び払い出しを法人運営事業で行われておるんですけども、経理上、別会計にしたほうがわかりやすいのではないかと思われます。

以上で、財政援助団体等監査結果報告書のほうを終わります。

監査結果報告を以上で終わりたいと思います。

○議長（中西和夫君） これをもって、報告第1号 監査結果報告についてを終わります。

佐伯、中川両監査委員には、連日にわたり綿密な監査を執行いただき、本日、また詳細な報告をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

なお、佐伯代表監査委員には、監査結果報告終了後、退席を申し出られておりますので、これを許可することにいたします。

暫時休憩いたします。

（午前10時16分 休憩）

（午前10時16分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、日程7. 平成28年度施政方針についてを議題といたします。

平成28年度施政方針の説明を求めます。

小城町長。

○町長（小城利重君） 平成28年第1回斑鳩町議会定例会の開会に臨み、町政運営に当たると信の一端を申しあげ、住民の皆さま並びに議員の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昭和22年2月11日に、龍田町、法隆寺村、富郷村が合併し、斑鳩町が誕生しましてから、来年、平成29年で70周年という記念すべき年を迎えます。戦後の復興期から、経済が目覚ましい発展とともに、私たちの町の姿は大きく変わってまいりました。しかし、悠久の昔より詠われた風光明媚な自然、そして比類なき歴史的な遺産は、たおやかな時の流れの中で常に変わることなく、聖徳太子ゆかりの斑鳩のまちに住むことの誇りの源となっております。

そして、平成33年には、聖徳太子御遠忌1400年を迎えます。仏教を通して平和の実現を目指された聖徳太子の和の精神を現代に受け継ぎ、そして未来へ引き継いでいく、その思いを新たにするとともに、御遠忌に向けて機運を高めてまいりたいと考えております。

先人が築かれた文化や歴史をたゆまず継承し、さらなる進展をなして、未来の主役である若者たち、さらに子どもたちに引き継いでいく、私たちにはそのような責任と義務があるということを真摯に捉え、町の発展に資する取り組みを進めていかなければなりません。このたび、このような思いを念頭に置き、教育に関する大綱及びまち・ひと・しごと創生総合戦略などを取りまとめてまいりました。今後、これらの計画に基づき、子どもたちの健やかな心身の育成の支援を充実させていくことはもとより、子育て世代が斑鳩町に住んでみたいと思っただけのような施策の推進に努めてまいります。さらには、新たな人材・産業の育成の支援、観光の活性化、空き家の有効活用を含む既存資源の活用により、にぎわいに満ち満ちたまち、魅力あふれるまちの姿を描いてまいりたいと考えております。

間もなく迎える3月11日で、東日本大震災の発生から5年が経過しますが、多くの尽力をもってまなお、復興への道筋はいまだ道半ばであります。私たちは21年前に、阪神・淡路大震災を経験いたしました。そのときに生まれた子どもたちは既に成人となり、そしてまた、現在の神戸の街並みの復興を見ますと、震災の記憶を留めることの難しさを少なからず感じずにはられません。阪神・淡路大震災で経験したこと、東日本大震災で学んだことを改めて思い起こすとき、それは、人と人との絆を大切にし、協力し合っって困難な時勢を乗り越えていく人間の優しさと強さであったのではないかと考えております。

聖徳太子は、十七条憲法において、「和を以って貴しと為す」と、人と争わず和を大切にすることを唱えられました。また、「人の違いを怒らざれ」と、他人の意見をよく聞いて行動することを説いておられます。和を大切にし、互いを尊重しながら絆を深めていく、そのような姿勢がまちの発展を支えるとともに、次世代へ伝えていくべきメッセージであると、そう信念を抱きながら、これからの斑鳩町のまちづくりに邁進してまいりたいと考えております。

こうした中で、平成28年度予算案は、一般会計で総額86億5,000万円を計上しております。前年度と比較して2億2,000万円、2.6%の増額となっております。また、一般会計、特別会計及び企業会計を合わせました総予算額は175億75万9千円で、前年度と比較して1億6,031万6千円、0.9%の増額となっております。

さらに、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策として、平成28年1月20日に成立した国の補正予算の具体的施策である地方創生加速化交付金を活用し、地方創生に向けた取り組みを平成27年度予算に補正対応することで前倒しして予算化しております。

それでは、第4次斑鳩町総合計画の基本施策の柱に沿って、平成28年度の主要な施策について、ご説明申し上げます。

第1の柱は、文化の香り高く心豊かなまちづくりであります。

初めに、歴史文化についてであります。

本町は、豊かな歴史的・文化的遺産に恵まれており、これらを保全・継承していくとともに、より多くの人に本町の歴史と文化を伝えるため、観光やまちづくりと一体となった活用が求められているところでもあります。こうしたことから、引き続き、町内に所在している多くの文化遺産について、基礎的な調査を進め、町指定文化財への指定等を行うことにより保存を図るとともに、それらの歴史的価値を明らかにしてまいります。また、地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定する日本遺産について、聖徳太子をテーマとし、その認定に向け、文化庁や関係市町村と協議を進めてまいります。

次に、学校教育についてであります。

時代に応じた教育内容の充実につきましては、昨年4月1日の教育委員会制度の見直しにより新たに設置いたしました総合教育会議において、教育に関する大綱を策定したところでもあります。この教育大綱では、十七条憲法にある聖徳太子の言葉「和を以って貴しと為す」の「和」を引用いたしまして、「育てよう和の心」を教育理念として、協

調性を重んじる心を育てるため、3つの理念を掲げております。今後、この教育大綱に基づき、本町の教育のさらなる活性化を進めてまいります。

また、新年度では、9月から、退職教員等による学習支援事業を開始し、新たな学習の場を提供することにより、児童生徒の基礎学力の定着及び学習習慣づくりに努めてまいります。

また、本町独自の少人数学級編制につきましては、引き続き、小学校第1学年及び第2学年は1学級30人を基準とした学級編制を、第3学年から第6学年まで及び中学校の全ての学年では1学級35人を基準とした学級編制を継続するとともに、官学連携協定を締結している畿央大学及び奈良学園大学等との連携を深め、さらなる教育活動の充実に努めてまいります。

また、相談体制の充実につきましては、いじめや不登校などの児童生徒の心の問題に適切に対処するため、引き続き中学校に心の教室相談員を配置するとともに、発達遅滞に不安を抱く保護者には就学予定児の教育相談を行い、支援が必要と思われる幼児の円滑な就学に努めてまいります。

また、家庭での洋式トイレの普及に伴い、新年度から3か年で小学校の便器の半分を洋式化し、子どもたちの学校での生活環境を改善してまいります。

さらに、町立幼稚園における食育の推進を図るため、現在実施している弁当給食について、学校の給食室で調理した給食の実施に向けて検討を進めてまいります。子どもたちには、自身の健康や体力に関心を持たせ、正しい食生活、運動習慣などの定着を図ることにより、健やかな身体づくりへの取り組みを積極的に推進してまいります。

次に、男女共同参画についてであります。

さらなる男女共同参画の推進を図るため、本年度策定する女と男が輝く未来計画、第3次男女共同参画社会推進計画に基づき、より一層、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

第2の柱は、すこやかに生き生きらせるまちづくりであります。

初めに、健康づくりについてであります。

健康づくりの意識啓発と活動支援では、第2期斑鳩町健康増進計画及び食育推進計画に基づき、生活習慣病の予防や健康づくりに向けた取り組みを進めるとともに、（仮称）健康寿命延伸計画を策定し、生きがいを持ち、元気で幸せに暮らすことができる健康長寿社会を目指してまいります。

また、安心して子どもを産み、親と子が健やかに暮らすことができるよう、第2期安心して産み育てる「いかるがっ子」プラン、斑鳩町母子保健計画に基づき、引き続き、妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない保健事業を進めてまいります。

また、新年度から、さらなる子育て支援の充実を図るため、妊娠中の相談や産後のケア、育児中の支援などを身近な地域で継続的に行うことができるよう、東西の公民館や保健センターで助産師などによる相談事業を行うとともに、必要に応じ、家庭への訪問を実施してまいります。

次に、次世代育成についてであります。

新年度は、子ども・子育て支援事業計画を策定し、2年目の年となります。本計画に基づき、さまざまな子育て支援施策を実施し、子どもの権利を尊重しながら、親自身の育ちや子育てのための支援を行い、住民、事業所、行政等が協働して子育てにかかわり、子どもの健やかな成長、発達を支えていくことができる町づくりをさらに進めてまいります。

また、新たに、スマートフォンを活用し、子育て支援情報を取得できるよう子育て応援アプリを導入してまいります。

また、保育所運営につきましては、待機児童が発生しないよう、その受け入れに努めるとともに、さまざまな保育サービスを提供することで多様な保育ニーズに応え、女性の就労等を支援してまいります。

また、社会問題として深刻化している児童虐待への対応といたしましては、今後も引き続き、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関との連携を図りながら、児童の安否確認等、その対応に努めてまいります。

次に、高齢者福祉についてであります。

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められております。新年度からは、地域包括支援センターを町の直営とし、センターの機能強化を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを一層推進し、引き続き介護保険サービス及び高齢者福祉サービスの充実に取り組んでまいります。

次に、障がい者福祉についてであります。

障がい者が地域の中で安心して生き生きと自立した生活を送ることができるよう、障害者基本法の基本理念に基づき、地域における共生の実現に向けて、障がい者の日常生活と社会生活に対し、総合的な支援を進めてまいります。

また、新年度は、斑鳩町障害者福祉計画、第4期斑鳩町障害福祉計画を策定し、2年目の年となります。本計画に基づき、互いに人格と個性を尊重し共生する社会の実現を目指してまいります。

次に、社会保障についてであります。

急速な高齢化社会の進展などを背景として、保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金は年々増加し、国民健康保険を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。こうした中、国民健康保険制度の安定化を図るため、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村と共同で国保事業を行うこととなりました。今後は、国の動向に注視しながら情報収集に努めるとともに、保険税の負担の公平性と収納率向上に一層積極的に取り組み、国民健康保険の円滑な運営に努めてまいります。

また、福祉医療の充実につきましては、引き続き、乳幼児から中学校卒業までの医療費を初め、ひとり親家庭、障がい者などが適切な医療を受けることができるよう、医療費への助成を行ってまいります。

第3の柱は、潤いのある魅力的なまちづくりであります。

初めに、風景・景観についてであります。

斑鳩町景観計画及び斑鳩町景観条例に基づき、住民、事業者及び行政がそれぞれの役割を担う協働の景観づくりと、景観法や関連する都市計画等関係諸制度の活用により住民の景観まちづくりの支援を図ってまいります。

次に、自然環境についてであります。

奈良県森林環境税を原資とする地域で育む里山づくり事業として、ボランティア組織が主体となって自然環境や景観を保持するために里山林の整備を進め、整備完了後には自然観察会などを開催することによる里山の利活用を図ってまいります。

また、ため池百選にも選ばれたいかるが溜池において、水辺を生かした親水性や親緑性を高めた散策ルートや公園整備を、奈良県の事業として、地域の皆さまのご意見をお伺いしながら、官民協働して進めてまいります。

次に、道路・交通網についてであります。

いかるがパークウェイの整備促進につきましては、国によりまして、現在、岩瀬橋西詰から三室交差点までの三室・紅葉ヶ丘区間において用地取得に取り組まれているところであり、引き続き、地域の皆さまのご意見をお伺いしながら、地域と調和した整備が図られるよう、協力して進めてまいります。

また、国道25号の歩道整備につきましては、国において竜田大橋付近及び斑鳩町法

隆寺観光自動車駐車場前から法隆寺東交差点までの区間において事業が進められており、歩行者の安全確保に向け、できるだけ早期に供用がなされるよう、協力して取り組んでまいります。

また、子どもや高齢者、障がい者など誰もが安全、快適に移動できる総合的なバリアフリーの整ったまちづくりを進めるため、バリアフリー基本構想の策定に着手してまいります。

また、生活道路につきましては、災害時や緊急時においてスムーズに通行ができるよう、狭隘区間の拡幅整備などを進めるとともに、通学路の安全の確保にも努めてまいります。

また、地域公共交通につきましては、高齢者等の日常生活で必要となる移動手段の確保、そして持続可能で住民のニーズに適合した利便性の高い公共交通の確立を図ることを目的として、町内を循環する本町コミュニティバスの運行台数を2台とし、増便するとともに、イオンいかるが店等6か所に新たな停留所を設けることなどを内容としたコミュニティバスの実証運行を、本年10月をめどとして開始してまいります。

次に、住宅・生活環境についてであります。

全国的に問題となっている空き家につきましては、新年度において、その対策について調査・研究を行うとともに、議会の皆さまにご相談申しあげながら、利用可能な空き家の有効活用等に向けた施策を取りまとめてまいります。

第4の柱は、安全で快適なまちづくりであります。

初めに、環境保全についてであります。

環境共生まちづくりの推進では、斑鳩町地球温暖化対策地域協議会を中心に、引き続き温室効果ガス削減に向けた取り組みを推進してまいります。

また、環境井戸端会議やこどもごみ分別博士養成講座などを引き続き開催し、環境問題に気づき、行動する輪を広げるとともに、住民一人ひとりが取り組む生活に密着したエコ活動や、環境保全推進委員会を中心とした地域ぐるみで取り組む環境保全活動に対し、積極的に支援してまいります。

また、環境保全対策では、空き家や空き地の適正な維持管理を強く推進してまいりますとともに、大気汚染や水質汚濁を初めとする公害の未然防止に努め、住民の安全と安心、また良好な生活環境の保全に努めてまいります。

次に、ごみ・し尿についてであります。

平成26年12月から進めております衛生処理場焼却棟解体撤去工事につきましては、

煙突や焼却棟本体の解体撤去を既に終え、現在、跡地の整地等を行っているところであり、予定どおり本年8月には解体撤去工事が完了する見込みとなっております。

この衛生処理場焼却棟解体撤去によりまして、これまで以上に焼却や埋め立てに頼らないごみ処理、いわゆるゼロ・ウェイストに向け、平成29年中には、脱焼却・脱埋め立てを目指すことを広く内外に公表する、我が国で4例目となるゼロ・ウェイスト宣言を行いたいと考えております。

そのため、脱焼却・脱埋め立てを実現するための行動計画や実現年度の設定などの取りまとめを行ってまいります。

さらには、生ごみや古紙類、小型家電など、可燃ごみ、不燃ごみに多く含まれている資源の分別徹底を図るとともに、紙おむつ類を初め、あらゆる廃棄物の資源化処理について調査研究し、資源化へ随時移行していくなど、脱焼却・脱埋め立てを実現するための施策の充実に努めてまいります。

次に、ごみ・し尿処理では、引き続き、高齢者の一人暮らしなどごみを集積場所まで排出することが困難な世帯に対し、見守りを兼ねた安心サポートごみ収集事業を実施し、全ての人に優しいごみ処理を進めてまいりますとともに、最終処分場やごみ積替え施設、し尿処理施設の適切な維持管理に努めてまいります。

次に、防災・防犯についてであります。

防災につきましては、安全・安心のまちづくりを推進するため、自助・共助の観点から、防災訓練や出前講座の実施等を通じ、自主防災組織の設立及び活動を支援することにより、地域防災力の向上を図ってまいります。

また、災害に備え、特に女性に配慮した備蓄品の充実を図るとともに、情報収集及び情報伝達手段を強化することを目的として、県と市町村等との共同で防災行政通信ネットワークの再整備を行うほか、災害対策本部を設置する役場本庁舎と避難所間との通信手段を確保するため、各施設にデジタル簡易無線機を新たに配備してまいります。

次に、防犯につきましては、引き続き地域の防犯ボランティア団体と連携した取り組みを進めるとともに、自治会の防犯灯の設置及び維持管理に対する支援を行うことによりまして地域の防犯体制の強化を図ってまいります。

次に、上水道についてであります。

上水道は、年々水需要が減少する中、厳しい経営状況が続いております。

しかしながら、地域住民の生命と暮らしを守るため、良質な水道水を安定的に供給できるよう、将来を見据えた事業経営と経営基盤の強化を図ることが求められており、効

率的で効果的な事業運営はもとより、実情に応じた技術や資金等の活用など、中長期的な視点に立った財政マネジメントの向上と経営が持続できる取り組みを積極的に進めてまいります。

次に、下水道についてであります。

公共下水道は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的に、普及促進と接続率の向上に向けて取り組んでいるところであり、その整備に当たっては、町の財政状況を踏まえた上で、国の交付金を最大限に活用し、持続可能な社会基盤施設の構築に向けて計画的かつ効率的に進めてまいります。

第5の柱は、活力とにぎわいのあるまちづくりであります。

初めに、農業についてであります。

遊休農地の解消に向けて、農業委員会と連携した取り組みを進めるとともに、優良農地の保全に努めてまいります。

また、農道や用水路等の基盤整備を進めるとともに、農業従事者の高齢化や後継者不足などの課題解決を図るため、引き続き新規就農者や担い手農家に対する支援を行ってまいります。

次に、商工業についてであります。

商店や事業者の皆さまに対し、引き続き商工業者債務保証料補給を行い、支援を行ってまいります。

また、本年度は、国の補助事業である地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、地域の消費喚起を促すため、商工会が発行するプレミアム付商品券に対して支援してまいりました。新年度におきましても、引き続き、地元の消費拡大、地域経済の活性化に資することを目的に商工会が発行するプレミアム付商品券に対して支援してまいります。

また、本町における産業の担い手を育成していく観点から、起業家を支援するため、(仮称)創業支援センターを新たに整備してまいります。

次に、観光についてであります。

本町の観光を、従来の法隆寺を中心とした短時間滞在型の通過型観光から、地域資源を生かしたまちなか観光を推進することにより、散策・回遊・着地型観光へ転換する必要があります。

このため、歴史的風致維持向上計画に基づき、歴史的風致を形成している建築物の修景支援などを進めることにより、魅力ある観光地域づくりを実現してまいります。

本年度は、国の地域経済循環創造事業交付金などを活用して、既に3つの店舗がオープンし、多くの観光客が利用されるなど、まちなか観光の拠点となるとともに、雇用の創出にもつながっております。

今後も、このような取り組みを効果的に進めるため、平成27年度の国の補正予算である地方創生加速化交付金を活用し、本町の観光施策展開のマスタープランとして、さまざまな観光振興事業の展開の方向性を定めた（仮称）観光戦略を策定していくとともに、農家民泊の仕組みづくりなどについて調査・研究してまいります。

また、引き続き、聖徳太子市、いかるがWeekの開催、奈良市・斑鳩町連携誘客の推進等、観光振興に取り組んでまいります。

第6の柱は、ともに築く協働のまちづくりであります。

初めに、コミュニティづくりについてであります。

少子高齢化、核家族化及び情報化社会の進展によるライフスタイル等の変化により、個人と地域とのかかわりが希薄化する中、東日本大震災など災害に対する地域の取り組みを機として、地域コミュニティの重要性、また、人と人との絆の大切さが見直されています。

こうした中、地域住民同士の相互理解と協力が、自立した地域コミュニティを形成し、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりに欠かせないことから、引き続き自治会などのコミュニティにかかわる組織を支援することにより、活性化を図ってまいります。

次に、住民の参加と協働についてであります。

平成26年7月に施行いたしました斑鳩町協働のまちづくり条例の理念のもと、住民有志の方々の積極的な活動、また、情報発信を通じて、多くの方々に協働の精神が根付き始めております。

新年度は、住民活動団体の、時代のニーズにあった新しい活動をつくり出そうとする動きを支援し、自立した継続的な活動につなげることを目的として、住民活動提案制度の運用を行っていくとともに、生き生きプラザ斑鳩において、住民活動団体の拠点施設として、住民活動センターを開設いたしまして、より一層、住民と行政の協働のまちづくりを推進してまいります。

最後に、行財政についてであります。

社会経済状況の先行きが不透明な状況が続く中、限りある財源の中で最大の効果を得ることができるよう、行財政改革を進め、次世代に課題を先送りすることなく、将来にわたって持続可能な行財政運営の確立に努めてまいります。

以上、町政運営に関する私の所信の一端と、新年度における主要施策の概要につきまして申しあげました。

このまちを誰よりも愛する一人の住民として、「住みたい、住んでよかった、住み続けたい」と思える「愛すべきふるさと斑鳩」を実現するため、住民皆さまとともに力を合わせ、信念と情熱をもって全力で取り組んでまいる所存であります。

どうか議員皆さまにおかれましては、さらなるご支援、ご指導を賜りますよう、よろしく願い申しあげます。

ご清聴ありがとうございました。

- 議長（中西和夫君） 次に、日程 8．議案第 1 号 斑鳩町行政不服審査法施行条例について、日程 9．議案第 2 号 斑鳩町史編さん委員会設置条例について、日程 10．議案第 3 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、日程 11．議案第 4 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、日程 12．議案第 5 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程 13．議案第 6 号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程 14．議案第 7 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程 15．議案第 8 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、日程 16．議案第 9 号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、日程 17．議案第 10 号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例について、日程 18．議案第 11 号 斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例について、日程 19．議案第 12 号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程 20．議案第 13 号 平成 27 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 6 号）について、日程 21．議案第 14 号 平成 27 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、日程 22．議案第 15 号 平成 27 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、日程 23．議案第 16 号 平成 27 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、日程 24．議案第 17 号 平成 27 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、日程 25．議案第 18 号 平成 28 年度斑鳩町一般会計予算について、日程 26．議案第 19 号 平成 28 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、日程 27．議案第 20 号 平成 28 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、日程 28．議案第 21 号 平成 28 年度

斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、日程 29. 議案第 22 号 平成 28 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、日程 30. 議案第 23 号 平成 28 年度斑鳩町水道事業会計予算について、日程 31. 議案第 24 号 財産の無償譲渡について、日程 32. 議案第 25 号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定について、日程 33. 議案第 26 号 斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定について、日程 34. 承認第 1 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）、日程 35. 認定第 1 号 町道認定及び路線変更について、日程 36. 陳情第 1 号 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の議会決議について、日程 37. 陳情第 2 号 精神障害者の交通運賃に関する請願書について、日程 38. 報告第 2 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程 39. 報告第 3 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成 27 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 5 号）について）、日程 40. 報告第 4 号 平成 28 年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について、以上、33 議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました 31 議案について、総括提案説明を求めます。

小城町長。

○町長（小城利重君） それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

初めに、議案第 1 号 斑鳩町行政不服審査法施行条例についてであります。

行政不服審査法の改正に伴い、第三者機関として設置する斑鳩町行政不服審査会の組織及び運営その他同法の施行について必要事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第 2 号 斑鳩町史編さん委員会設置条例についてであります。

斑鳩町史の再編さんを円滑に推進することを目的として設置する斑鳩町史編さん委員会の組織及び運営等必要事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第 3 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

行政不服審査法の改正に伴い、関係する条例の整備を行うものであります。

次に、議案第 4 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

地方公務員法の改正に伴い、関係する条例について、本法を引用する条項の整理を行

うものであります。

次に、議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

さきの議案第1号及び第2号でご説明いたしました斑鳩町行政不服審査会及び斑鳩町史編さん委員会を設置することに伴い、本審査会及び委員会の委員に支払う報酬及び費用弁償を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第6号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、議案第7号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第8号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

平成27年度の人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律の改正が行われたことに伴い、この改正内容に準じ、議会の議員並びに町長、副町長及び教育長の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるものであります。

次に、議案第9号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

平成27年度の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の改正が行われたことに伴い、この改正内容に準じ、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、平均で0.4%の引き上げとなる給料表の改定、勤勉手当の支給月数について、再任用職員以外の職員は0.10月分、再任用職員は0.05月分の引き上げ及び地域手当の支給割合の改定などであります。

次に、議案第10号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてであります。

すこやか斑鳩・スポーツセンターにおけるトランポリンの附属設備器具使用料を新たに定めるための所要の改正を行うものであります。

次に、議案第11号 斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例についてであります。

斑鳩町観光自動車駐車場の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第12号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正が行われたことに伴い、

この改正内容に準じ、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第13号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,504万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ92億1,638万1千円とするものであります。

なお、本補正予算は、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等として、平成28年1月20日に成立した国の補正予算第1号の具体的施策である地方創生加速化交付金や情報セキュリティ強化対策費補助金、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業補助金などを活用し、それぞれの取り組みについて前倒しして予算化しております。

初めに、歳入予算の補正についてであります。

第14款 国庫支出金では、第1項 国庫負担金で、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金について交付決定がなされたことにより、903万1千円の増額補正をお願いするものであります。

第2項 国庫補助金では、1億4,082万8千円の増額補正をお願いするものであります。その主な内容は、一億総活躍社会の実現に向け、効果の発現が高い取り組みを対象として地方創生加速化交付金が交付される見込みから5,646万円の増額、地方公共団体の情報セキュリティ強化に資する取り組みに交付される情報セキュリティ強化対策費補助金725万円の増額、年金生活者等支援臨時福祉給付金の給付に要する国庫補助金8,108万7千円などの増額補正と、街なみ環境整備事業補助金において、国への要望額に対して、交付決定額が6割程度となったことから、960万円の減額補正となっております。

次に、第15款 県支出金では、第1項 県負担金で、国庫負担金と同様の理由等により、652万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第16款 財産収入では、第1項 財産運用収入で、土地貸付収入20万5千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第17款 寄附金では、10万3千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第20款 諸収入では、第5項 雑入で、高齢者健康診査の受診者数の増加等により、保健事業委託金115万8千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第21款 町債では、国の補正予算第1号を活用して実施する情報セキュリティ強化対策事業の財源措置として、720万円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。本補正予算では、人事院勧告等に

伴う人件費の補正をそれぞれの費目において計上しております。

それでは、人件費以外の主な内容につきまして申し上げます。

初めに、第2款 総務費では、第1項 総務管理費で、職員の退職に伴う職員退職手当負担金2,208万4千円の増額のほか、国の地方創生加速化交付金を活用し、前倒しして予算化する地域公共交通会議の運営に要する費用324万円、コミュニティバスの実証運行に要する費用2,384万1千円、国の情報セキュリティ強化対策費補助金を活用し、前倒しして予算化する情報セキュリティ対策に要する費用2,659万2千円の増額補正などをお願いするものであります。

第3項 戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカードの申請について、全国で予測を上回る件数の申請が行われており、地方公共団体情報システム機構における事務費が増大したことから、その事務委任に係る交付金472万4千円の増額補正をお願いするものであります。

第4項 選挙費では、公職選挙法の改正に伴う選挙人名簿の登録等の変更に係る選挙システムの改修に要する費用64万8千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第3款 民生費では、第1項 社会福祉費で、国民健康保険事業に係る保険基盤安定等繰出金1,967万3千円、年金生活者等支援臨時福祉給付金の給付に要する費用8,108万7千円の増額補正などをお願いするものであります。

第2項 児童福祉費では、新年度からの保育所等における多子世帯等に対する利用者負担軽減措置の実施に伴う子ども・子育て支援システムの改修に要する費用116万7千円、幼児2人同乗用自転車購入費助成金で、22万1千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第4款 衛生費では、第1項 保健衛生費で、高齢者健康診査の受診者数の増加により、121万7千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第5款 農林水産業費では、第1項 農業費で、国の地方創生加速化交付金を活用し、前倒しして予算化する農家民泊の推進に要する費用37万9千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第6款 商工費では、第1項 商工費で、まちなか観光景観形成事業補助金について、歳入で申しあげた国庫補助金の減額により、補助対象外となる事業費1,420万円の減額補正と、国の地方創生加速化交付金を活用し、前倒しして予算化する（仮称）観光戦略の策定のほか、5事業に要する費用、合わせて2,900万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第7款 土木費では、第4項 都市計画費で、法隆寺門前の町道202号線及び204号線の無電柱化について、国の第7期無電柱化整備計画の対象路線として合意形成に至っておらず、今年度の事業執行を取りやめることとしたため、500万円の減額補正をお願いするものであります。

最後に、第12款 予備費では、今回の予算補正に要する財源として、4,604万8千円の充当をお願いするものであります。

なお、本補正予算では、国の補正予算第1号の地方創生加速化交付金等を活用し、前倒しして予算化する事業などについて、本年度会計中に事業を完了させることができないことから、繰越明許費として、地域公共交通会議運営事業のほか15事業について、合わせて2億4,025万9千円の予算措置をお願いしております。

次に、議案第14号 平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ995万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ42億5,244万8千円とするものであります。

初めに、歳入予算の補正についてであります。第2款 国庫支出金では、第1項 国庫負担金で、25万8千円の増額補正をお願いするものであります。その内容は、保険基盤安定負担金の確定に伴い、療養給付費等負担金で32万円の減額補正と、財政調整交付金で57万8千円の増額補正となっております。

次に、第5款 県支出金では、第2項 県補助金で、国庫支出金と同様の理由により、財政調整交付金で9万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第8款 繰入金では、第1項 他会計繰入金で、1,967万3千円の増額補正をお願いするものであります。その内容は、保険基盤安定繰入金の額の確定により2,073万5千円の増額、人事院勧告に伴う職員給与費繰入金で37万1千円の増額補正と、財政安定化支援事業繰入金の額の確定により、143万3千円の減額補正となっております。

次に、第10款 諸収入では、第2項 雑入で、本予算補正において歳入額が歳出額を上回ったことによって生じた財源を歳入欠かん補填収入で調整することとしたもので、988万8千円の減額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

第1款 総務費では、人事院勧告に伴う人件費の補正をお願いするものであります。

次に、第7款 共同事業拠出金では、958万2千円の増額補正をお願いするものであります。その内容は、共同事業拠出金の確定に伴い、高額医療費共同事業拠出金で8

0万8千円の減額補正と、保険財政共同安定化事業拠出金で1,039万円の増額補正となっております。

次に、議案第15号 平成27年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ91万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ14億5,423万1千円とするものであります。その内容といたしましては、人事院勧告に伴う人件費の補正であります。

次に、議案第16号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ59万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ23億1,879万6千円とするものであります。その内容といたしましては、人事院勧告に伴う人件費の補正であります。

次に、議案第17号 平成27年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的支出におきまして、水道事業費用7億4,741万6千円から119万円を増額し、7億4,860万6千円とするものであります。その内容といたしましては、人事院勧告に伴う人件費の補正であります。

次に、議案第18号 平成28年度斑鳩町一般会計予算についてであります。

平成28年度一般会計予算は、総額86億5,000万円を計上しております。前年度と比較して、2億2,000万円、2.6%の増となっております。

それでは、平成28年度一般会計予算案の内容につきまして、歳入予算からご説明申しあげます。

初めに、町税では、28億7,047万円を計上しております。前年度と比較して、982万円、0.3%の増となっております。

次に、地方譲与税及び地方交付税を初めとする各種交付金につきましては、可能な限り国や県の情報収集に努めて積算を行ったものであります。

こうした中、地方交付税は、普通交付税で、前年度と比較して2億1,300万円増の22億500万円、特別交付税では、前年度と比較して2,600万円増の3億6,600万円を計上しております。

次に、国庫支出金では、社会資本整備総合交付金、社会保障・税番号制度システム整備に活用するシステム整備費補助金、史跡用地先行取得償還費補助金などは減額となるものの、児童福祉や障害者福祉に係る国庫負担金、東町池の流域貯留浸透事業や史跡中

宮寺跡整備事業に活用する国庫補助金などが増額となることから、前年度と比較して、5,444万1千円、6.8%増の8億4,986万3千円を計上しております。

次に、県支出金では、ため池の耐震再調査などに活用する県補助金、国勢調査の実施や奈良県知事・議会議員選挙執行に伴う県委託金などは減額となるものの、児童福祉や障害者福祉に係る県負担金、参議院議員選挙執行に伴う県委託金などが増額となることから、前年度と比較して、3,341万3千円、6.3%増の5億6,620万3千円を計上しております。

次に、繰入金につきましては、衛生処理場焼却棟解体事業や役場庁舎空調設備更新工事に対応するため、財政調整基金1億1,000万円の取り崩しを計上しております。

最後に、町債につきましては、前年度と比較して3,270万円減の5億1,510万円を計上しております。

続きまして、歳出予算の内容についてであります。

初めに、第1款 議会費であります。新年度は、1億468万1千円を計上しております。前年度と比較して、1,177万1千円の減額となっております。

議員皆さまにおかれましては、本町の発展のため多岐にわたり活発に議会活動を賜っていることに対しまして、深く感謝を申し上げます。

次に、第2款 総務費であります。新年度は、10億5,291万2千円を計上しております。前年度と比較して、2,886万7千円の増額となっております。

新年度で取り組む主な事業等につきましては、まず、参加と協働のまちづくりの推進として、新年度から新たに実施する住民活動団体の協働提案事業に対する活動提案事業補助金を含め、158万円を計上しております。

また、住民活動センターの運営として、生き生きプラザ斑鳩において住民活動団体の活動拠点となる住民活動センターを開設することに伴い、その運営に要する費用として188万3千円を計上しております。

また、広報紙の充実として、新年度から、1日号広報について、全面カラー刷りを4回取り入れるとともに、お知らせ版のページ数をふやし、充実に努めてまいります。その費用として、1,087万円を計上しております。

また、町制70周年記念事業として、本町の魅力を広く内外に発信するため、2か年事業で、町制70周年記念誌を作成してまいります。その費用として、50万円を計上しております。

また、ふるさと納税の増収を目指し、新年度から、町内の農・商工業者から新たなお

礼の品を募集し、また、友好都市等の特産品をお礼の品に追加するとともに、寄附環境の充実を図るため、ふるさと納税ポータルサイト経由による寄附の受け入れやクレジット決済を導入してまいります。これら費用を含め、204万5千円を計上しております。

また、役場庁舎の設備について、順次更新を進めております。新年度では、町長室、議会棟及び会議室系統の空調設備や受変電設備の更新を進めてまいります。その費用として、3,300万円を計上しております。

また、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点で更新、統廃合や長寿命化などを計画的に行うため、公共施設等総合管理計画を策定してまいります。その費用として、340万円を計上しております。

また、聖徳太子1400年御遠忌に向けた町内外の機運を醸成するため、聖徳太子に関連した自治体等と連携するネットワークを形成してまいりたいと考えております。その費用として、29万円を計上しております。

また、太子の和の精神を現代の視点から問い、太子の精神や事績の意義を未来へ引き継ぐことを目的として開催している太子の日フォーラムについて、新年度では、町制70周年を記念し、充実してまいります。その費用として、30万円を計上しております。

また、高齢者の自動車運転による交通事故を防ぐため、新年度から、運転免許証を自主返納した高齢者にイコカードを配布し、公共交通機関の利用を支援してまいります。その費用として、39万円を計上しております。

また、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアの店舗内に設置されているマルチコピー機から住民票等の証明書を取得することができる、いわゆるコンビニ交付サービスを導入することとし、平成29年7月をめぐりとして事業開始を目指してまいります。その導入準備の費用として、4,336万3千円を計上しております。

次に、第3款 民生費であります。新年度は、30億7,784万1千円を計上しております。前年度と比較して、2億3,273万9千円の増額となっております。増額の主な理由は、障害福祉扶助費、児童福祉扶助費及び特別会計への繰出金などの増によるものであります。

新年度で取り組む主な事業等につきましては、まず、高齢者優待券の交付において、新年度から、新たに優待券としてすこやか斑鳩・スポーツセンターのトレーニング機器利用券を追加することとし、その費用を含め、1,688万5千円を計上しております。

また、保育体制の充実として、多様な保育ニーズに対応し、子どもを安心して生み育てられる環境づくりを進めるため、町立保育所において、通常保育のほか、延長保育や

一時預かり、障害児保育を実施するとともに、町内の私立保育所及び町外の私立・公立保育所に入所を希望する児童の保育所入所を委託してまいります。その費用として、4億9,454万8千円を計上しております。

また、子育て支援施策において、個々のニーズに沿った情報提供を図る利用者支援事業の一端を担うツールとして、スマートフォンを活用し子育て支援情報を取得できるよう、子育て応援アプリを導入することとし、その費用として、664万2千円を計上しております。

次に、第4款 衛生費であります。新年度は、9億9,311万9千円を計上しております。前年度と比較して、1億249万4千円の減額となっております。減額の主な理由は、衛生処理場焼却棟の解体撤去費などの減によるものであります。

新年度で取り組む主な事業等につきましては、まず、母子保健では、安心して子どもを産み育てられる良好な子育て環境の充実を図るため、新たに、妊娠から出産・子育て期にわたる切れ目ない支援や育てにくさを感じる親に寄り添う支援に取り組むこととし、これら費用を含め、3,324万9千円を計上しております。

また、健康増進では、がん検診の受診の促進を図るため、各種がん検診の受診意向に関するアンケートを実施し、効率的・効果的な受診勧奨等につなげるとともに、各種検診における受診率の向上を図りながら、病気の早期発見に努めてまいります。

さらには、生き生きプラザ斑鳩にウォーキングルート表示板を設置し、ウォーキングを通して健康増進の意識を高めながら、生活習慣病の予防に努めてまいります。これら費用を含め、2,684万円を計上しております。

また、ごみ処理について、生ごみの自家処理を推進するため、ダンボール型や木箱型コンポストのモニター事業を拡充するとともに、学校での生ごみ自家処理体験事業などを実施してまいります。これら費用を含め、160万6千円を計上しております。

また、脱焼却・脱埋め立てを目指すことを広く内外に公表するゼロ・ウェイスト宣言を平成29年中に行うため、脱焼却・脱埋め立ての実現年度の設定、また、それを達成するための行動計画を策定するとともに、今後、脱焼却・脱埋め立てを目指す上で、ごみ発生量の抑制は重要な課題であることから、これまでの可燃ごみ、不燃ごみの組成調査に加え、生ごみの中にどれだけの手付かず食品、食べ残しなど、いわゆる食品ロスが含まれているか、生ごみに特化した組成調査を行ってまいります。その費用として、132万7千円の計上をしております。

また、平成26年度から3か年の継続事業として進めている衛生処理場焼却棟解体撤

去工事では、その最終年度の事業費として、8,518万8千円を計上しております。

次に、第5款 農林水産業費であります。新年度は、9,764万3千円を計上しております。前年度と比較して、116万5千円の減額となっております。

新年度で取り組む主な事業等につきましては、まず、農地の中間受け皿となる農地中間管理機構が設立されたことを受け、同機構による担い手への農地集積と集約化を推進するため、同機構に農地を貸し付け、経営転換またはリタイアする農家に対して農業経営転換協力金を交付してまいります。その費用として、249万2千円を計上しております。

また、震災対策農業水利施設の整備として、県で指定された警戒ため池において、さらに詳しい解析方法による耐震調査を実施するとともに、地震の被害を受けた場合の減災対策を目的に、ため池ハザードマップを作成してまいります。これら費用として、1,118万2千円を計上しております。

また、町内の浸水被害軽減を目的に、農地に一時的に雨水をためる機能を備え付けるための条件整備を東里地区において県営事業で実施してまいります。この事業実施に係る町負担分として、255万5千円を計上しております。

次に、第6款 商工費であります。新年度は、1億2,405万3千円を計上しております。前年度と比較して、1,374万6千円の減額となっております。

新年度で取り組む主な事業等につきましては、まず、地元消費の拡大、地域経済の活性化に資するため、昨年度は国の補助金を活用して実施したプレミアム付き商品券発行の支援につきまして、町単独事業として商工会に対し支援してまいります。その費用として、570万円を計上しております。

また、若者や子育て世代を初めとする幅広い年齢層の就労と地域産業の担い手を確保するため、就労支援やテレワーク等の多様な働き方の実現を推進し、雇用を促進する（仮称）創業支援センターを整備してまいります。その費用として、600万円を計上しております。

また、歴史的風致維持向上計画に基づき、民間建築物の修景事業に対する補助を実施してまいります。その費用として、3,940万円を計上しております。

また、法隆寺iセンターと斑鳩町観光自動車駐車場の運営につきましては、本定例会で、指定管理者の指定に関する議案を上程させていただいており、一括して指定管理委託をしてまいりたいと考えております。その費用として、1,626万3千円を計上しております。

次に、第7款 土木費であります。新年度は、9億1,486万9千円を計上しております。前年度と比較して、2,194万6千円の減額となっております。

新年度で取り組む主な事業等につきましては、まず、道路の新設改良として、継続路線の整備などで8,272万4千円を計上しております。

また、橋梁の長寿命化を図るため、富雄川にかかる米壽橋の補修工事を実施するとともに、橋梁の安全性を確認するため、定期点検を引き続き行ってまいります。その費用として、2,850万円を計上しております。

また、平成27年度から2か年継続事業として進めている東町池流域貯留浸透施設整備事業では、その最終年度の事業費として、6,500万円を計上しております。

また、町制70周年記念事業として、歴史的風致維持向上計画の認定を受けた都市や歴史まちづくり先進都市の首長等をお招きし、これまでの、そしてこれからの歴史まちづくりについて住民とともに考え、気運を高めていくことを目的に、近畿地方整備局との共催で（仮称）歴史まちづくりサミットを開催してまいります。その費用として、80万円を計上しております。

また、子どもや高齢者、障害者等だれもが安全、快適に移動できる総合的なバリアフリーの整ったまちづくりを進めるため、バリアフリー基本構想の策定に取り組んでまいります。その費用として、500万円を計上しております。

また、景観保全対策として、歴史的風致維持向上計画に基づき、法隆寺門前周辺地域の主要な道路の無電柱化に向けた検討を行ってまいります。その整備に係る企画及び設計等の委託費用として、500万円を計上しております。

次に、第8款 消防費であります。新年度は、3億8,872万5千円を計上しております。前年度と比較して、3,108万8千円の増額となっております。増額の主な理由は、県防災行政通信ネットワークの再整備や第3分団詰所の駐車場用地の購入費の増などによるものであります。

新年度で取り組む主な事業等につきましては、まず、県防災行政通信ネットワークの再整備として、現行の県防災行政通信ネットワーク機器の老朽化に伴い、奈良県と市町村等との災害時における有効な通信手段の確保のため、奈良県と市町村等との共同により、ネットワーク機器を更新してまいります。その費用として、1,651万9千円を計上しております。

また、消防施設の維持管理として、町管理消防施設の適切な維持管理を行うとともに、新年度では、第3分団詰所の駐車場用地を購入してまいります。その費用を含め、2,

602万7千円を計上しております。

また、災害物資の備蓄として、新年度では、新たに女性に配慮し、生理用品の備蓄を行ってまいります。

また、避難所施設の充実として、災害対策本部を設置する役場本庁舎と避難所間との通信手段を確保するため、各施設にデジタル簡易無線機を新たに配備してまいります。その費用として、262万4千円を計上しております。

次に、第9款 教育費であります。新年度は、10億642万7千円を計上しております。前年度と比較して、8,160万円の増額となっております。増額の主な理由は、史跡中宮寺跡の整備や発掘調査費などの増によるものであります。

新年度で取り組む主な事業等につきましては、まず、学習支援の実施として、平成28年9月から、学校施設等を使用して、児童生徒の学力及び学習意欲の向上を図ることを目的とした学習支援を実施してまいります。その費用として、201万7千円を計上しております。

また、斑鳩町史の編さんとして、現斑鳩町史が昭和54年の発刊から37年を経過しており、町制70周年を機に藤ノ木古墳等について編さんするとともに、郷土に対する町民の理解と愛着を一層深め、文化の向上に役立てるため、5か年計画で斑鳩町史の再編さんを進めてまいります。その初年度の費用として、45万円を計上しております。

また、小・中学校及び幼稚園の校務用パソコンについて、老朽化に伴う機器の更新等を行う費用として、1,114万4千円を計上しております。

また、家庭における洋式トイレの普及に伴い、小学校の和式便器について、3か年計画で大便器の半分を洋式便器とすることとし、その初年度の費用として、408万円を計上しております。

また、本町独自の取り組みであります少人数学級編制のほか、特別支援教育や教科指導の充実のため、町費で講師を配置するとともに、小・中学校の学校図書室司書につきましても、引き続き、小学校3校で1名、中学校2校で1名を配置してまいります。その費用として、小学校講師の配置で2,484万7千円、中学校講師の配置で1,821万7千円を計上しております。

また、幼稚園におきましては、引き続き特別支援教育等の充実のため講師を配置する費用として、2,449万4千円を計上しております。

また、史跡中宮寺跡の整備につきましては、引き続き整備工事を進めてまいります。その費用として、1億1,124万円を計上しております。

また、町指定文化財候補の調査として、町指定文化財の候補となりうる法隆寺西1丁目に所在する春日古墳については、今後の調査に向け、調査検討委員会のご意見をいただきながら、引き続き進めてまいります。そのほか、2か年計画で実施予定の法隆寺若草伽藍跡中門推定地の発掘調査費用などを含めた費用として、530万円を計上しております。

また、日本遺産の認定として、地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定する日本遺産について、聖徳太子をテーマとし、その認定に向け、文化庁や関係市町村と協議を進めてまいります。その費用として、21万3千円を計上しております。

また、図書館サービスの充実として、故樋口隆康斑鳩町文化財活用センター長のご遺族よりご寄贈いただいた図書のうち、奈良県内の文化財関係報告書資料等、約1,000冊について蔵書データ化を行い、利用者が活用できるよう整備してまいります。その他利用者サービス費用などを含め、1,300万4千円を計上しております。

また、マラソン大会の開催では、町制70周年記念事業として、著名な選手を招致するなどを予定しております。その費用として、250万円を計上しております。

最後に、第11款 公債費につきましては、新年度は、8億3,972万4千円を計上しております。前年度と比較して、2,317万2千円の減額となっております。

なお、平成28年度の臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金（低所得の障害・遺族基礎年金受給者向け）につきましては、当初予算に計上しておりませんが、国から情報を得る中で、これら給付金の詳細な事務処理の方法等について決定し、6月議会で補正予算案を上程してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第19号 平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ36億6,010万円を計上しております。前年度と比較して、1億1,040万円、2.9%の減となっております。

国民健康保険制度につきましては、制度の安定化を図るため、平成30年度から都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、市町村と共同で国保事業を行うこととなっております。また、先ごろ、国から新制度のかなめとなる国保事業費納付金と標準保険料率の算定方法に関するガイドラインが示されたところであります。今後、県と市町村は、このガイドラインを参考に具体的な検討に入ることとなりますが、国の動きに注視しな

がら必要な対応を進めるとともに、地域医療の安定的な提供に資するためにも、着実な事務の執行に努め、円滑な運営を心掛けてまいります。

初めに、歳入予算についてであります。国保税収入では、6億4,043万7千円を計上しております。

次に、国庫支出金では6億6,389万7千円を、前期高齢者交付金では11億7,161万4千円を計上しております。そのほか、療養給付費等交付金で5,281万円、県支出金で1億6,424万5千円、共同事業交付金で6億9,955万8千円を計上しております。

また、繰入金では、事務経費や出産育児一時金、保険基盤安定などの繰り入れとして、2億6,034万6千円を計上しております。なお、この繰入金には、引き続き、介護納付金の不足分として一般会計からの支援を含んでおります。

続きまして、歳出予算についてであります。歳出総額の約62%を占めている保険給付費で、22億6,621万6千円を計上しております。

その他の主な支出といたしましては、後期高齢者支援金等で3億9,790万円、介護納付金で1億3,817万7千円、共同事業拠出金で7億4,150万2千円を計上しております。

次に、議案第20号 平成28年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ13億7,190万円を計上しております。前年度と比較して、1,810万円、1.3%の減となっております。

初めに、歳入予算についてであります。公共下水道への接続件数を300件見込んでおり、加入負担金で3,000万円、下水道使用料で、前年度と比較して1,018万3千円増の1億2,269万円を計上しております。

次に、国庫支出金では、前年度と比較して3,000万円減の3億円を計上しております。そのほか、一般会計繰入金で4億8,705万3千円、町債で、4億2520万円を計上しております。

続きまして、歳出予算についてであります。公共下水道費では、8億1,632万円を計上しております。

次に、流域下水道費では2,047万9千円、公債費で5億3,510万1千円を計上しております。

次に、議案第21号 平成28年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてであり

ます。

平成28年度から地域包括支援センターを直営化することに伴い、指定介護予防支援事業を実施することから、介護保険事業特別会計を保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分しております。

初めに、保険事業勘定についてであります。予算総額は、歳入歳出それぞれ23億5,330万円を計上しております。前年度と比較して、7,900万円、3.5%の増となっております。

次に、歳入予算についてありますが、保険料収入といたしまして、5億3,876万5千円を計上しております。

次に、保険給付及び地域支援事業等に係る歳入として、国庫支出金で4億8,298万9千円、支払基金交付金で6億2,509万4千円、県支出金で3億3,224万2千円をそれぞれ計上しております。

次に、一般会計繰入金といたしまして、3億5,896万4千円を計上しております。その内容は、介護給付費繰入金が2億7,800万5千円、地域支援事業費繰入金が1,706万円、職員給与費や事務費等に係るその他一般会計繰入金が5,946万7千円となっております。

また、介護保険給付費準備基金からの繰入金として、1,400万円を計上しております。

続きまして、歳出予算についてありますが、介護保険の給付につきまして、居宅サービス、施設サービス、介護予防サービス等の介護給付費として22億2,403万2千円を計上しております。

また、地域支援事業費では、従来の介護予防事業等に加え、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域包括支援センターの機能強化等を行うための費用として、6,069万6千円を計上しております。

続きまして、介護サービス事業勘定であります。予算総額は、歳入歳出それぞれ1,130万円を計上しております。

初めに、歳入予算についてありますが、要支援認定者に対するケアプランの作成を行うことによる介護予防サービス計画費収入として、1,127万2千円を計上しております。

続きまして、歳出予算についてありますが、要支援認定者に対するケアプランの作成を行う職員の人件費及び委託料として、1,117万4千円を計上しております。

次に、議案第22号 平成28年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ3億8,140万円を計上しております。前年度と比較して、2,610万円、7.3%の増となっております。

初めに、歳入予算についてであります。後期高齢者医療保険料で、3億544万4千円を計上しております。

次に、繰入金では、広域連合の運営に係る事務経費や保険基盤安定などの繰り入れとして、7,487万1千円を計上しております。

続きまして、歳出予算についてであります。後期高齢者医療広域連合納付金で、3億7,473万6千円を計上しております。

次に、議案第23号 平成28年度斑鳩町水道事業会計予算についてであります。

収益的収入及び支出は、水道事業収益で7億5,959万1千円、前年度と比較して、137万7千円、0.2%の増となっております。

その主な収入といたしましては、給水収益で6億5,328万2千円、受託工事収益で820万6千円を計上しております。

続きまして、水道事業費用で7億5,411万7千円、前年度と比較して、596万6千円、0.8%増となっております。主な支出といたしましては、安定した自己水の供給を図るため、浄水場設備の修繕費1,210万5千円、県水受水費で2億9,062万8千円、配水管・給水管破損修繕費等で2,407万8千円、アセットマネジメントの作成委託等で1,591万円、減価償却費・資産減耗費で1億8,531万6千円、企業債利息で、2716万円を計上しております。

このことから、新年度の消費税抜きの損益見込額は、約303万円の利益を見込んでおります。

続きまして、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入では1億4,827万5千円、前年度と比較して、2,959万5千円、16.6%の減となっております。その主な収入といたしましては、企業債で7,000万円、工事負担金で7,827万5千円を計上しております。資本的支出では3億1,864万2千円、前年度と比較して、5,355万円、14.4%の減となっております。その主な支出といたしましては、配水設備改良費で2億3,173万5千円、浄水場設備改良費で2,100万円、取水設備費で600万円、企業債償還金で5,736万3千円を計上しております。

次に、議案第24号 財産の無償譲渡についてであります。

稲葉車瀬集会所用地を地元自治会に無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第25号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定についてであります。

斑鳩町文化振興センターの管理運営につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在、公益財団法人斑鳩町文化振興財団を指定管理者として管理運営を行っているところであります。これまでの管理運営の実績などを総合的に評価した結果、引き続き公益財団法人斑鳩町文化振興財団を指定管理者として指定するものであります。また、指定期間につきましては、前回と同様の3年間としております。

次に、議案第26号 斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についてであります。

斑鳩の里観光案内所及び斑鳩町観光自動車駐車場につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在、一般社団法人斑鳩町観光協会を指定管理者として管理運営を行っているところであります。これまでの管理運営の実績などを総合的に評価した結果、引き続き一般社団法人斑鳩町観光協会を指定管理者として指定するものであります。なお、指定管理者の指定につきましては、一体的かつ効果的な施設運営が期待できることから両施設を一括して指定するものとし、指定期間につきましては、前回と同様の3年間としております。

次に、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）であります。

地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が平成27年12月25日に公布・施行され、納税義務者の負担を軽減するため、申告等の主たる手続きとあわせて提出され、または申告等の後に関連して提出されると考えられる書類について、個人番号の記載を要しないこととされ、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について速やかに整備する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により平成27年12月28日付で専決処分し、同日公布・施行させていただいたものであり、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、認定第1号 町道認定及び路線変更についてであります。

開発道路の帰属による4路線、位置指定道路の寄附による1路線の合計5路線の認定と、位置指定道路の寄附により、2路線の延伸に伴う路線変更をお願いするものであります。

次に、報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）であります。

去る平成27年11月19日、すこやか斑鳩・スポーツセンター中央体育館1階アリーナ内において、床が雨漏りの影響でぬれていたため、利用者が滑って転倒し、負傷されたことにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決により指定された事項について、平成27年12月24日付で専決処分させていただいたものであり、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）であります。

さきの報告第2号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴う損害賠償に係る保険金の受け入れと損害賠償の支払いであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ90億5,133万6千円とする補正予算について、地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決により指定された事項について、平成27年12月24日付で専決処分させていただいたものであり、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第4号 平成28年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてであります。

平成28年度の斑鳩町文化振興財団の予算は、経常費用で1億6,546万4千円となっております。前年度と比較して、99万4千円、0.6%の増となっております。

平成28年度の事業計画につきましては、自主文化事業として27事業を計画し、事業費は1,809万4千円となっております。

次に、斑鳩町文化振興センターの管理及び運営では、その事業費として、1億1,751万4千円を計上しております。また、図書館管理事業費では、1,529万9千円を計上しております。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきます。いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決または承認を賜りますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） ご苦労さまでした。

ここで、13時まで休憩いたします。

（午前11時39分 休憩）

(午後 1時00分 再開)

○議長(中西和夫君) 再開いたします。

ここでお諮りいたします。

本日提出されています議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程34. 承認第1号、日程38. 報告第2号、日程39. 報告第3号、日程40. 報告第4号を除く町長提案の27議案については、会議規則第39条第3項の規定により提案説明を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、これより議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程8. 議案第1号 斑鳩町行政不服審査法施行条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第1号に対する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程9. 議案第2号 斑鳩町史編さん委員会設置条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第2号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第2号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程10. 議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第3号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第3号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程11. 議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第4号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第4号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 1 2. 議案第 5 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第 5 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 5 号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 1 3. 議案第 6 号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第 6 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 6 号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 1 4. 議案第 7 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第 7 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 7 号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 1 5. 議案第 8 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第 8 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 8 号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 1 6. 議案第 9 号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第 9 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 9 号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 1 7. 議案第 1 0 号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第 1 0 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第 1 0 号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 1 8. 議案第 1 1 号 斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条

例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) これをもって、議案第11号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第11号は、建設水道常任委員会に付託いたします。
続いて、日程19. 議案第12号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) これをもって、議案第12号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第12号は、総務常任委員会に付託いたします。
続いて、日程20. 議案第13号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) これをもって、議案第13号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第13号は、総務常任委員会に付託いたします。
続いて、日程21. 議案第14号 平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) これをもって、議案第14号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第14号は、厚生常任委員会に付託いたします。
続いて、日程22. 議案第15号 平成27年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) これをもって、議案第15号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第15号は、建設水道常任委員会に付託いたします。
続いて、日程23. 議案第16号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) これをもって、議案第16号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第16号は、厚生常任委員会に付託いたします。
続いて、日程24. 議案第17号 平成27年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) これをもって、議案第17号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第17号は、建設水道常任委員会に付託いたします。
続いて、日程25. 議案第18号 平成28年度斑鳩町一般会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) これをもって、議案第18号に関する総括質疑を終結いたします。
ここでお諮りいたします。
ただいま議題となっています議案第18号については、委員会条例第5条の規定に基づき、委員7名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。
よって、議案第18号については、委員7名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。
お諮りいたします。
ただいま設置されました特別委員会の委員には、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。
よって、議長において指名いたします。
総務常任委員会から坂口議員、奥村議員、厚生常任委員会から小林議員、平川議員、建設水道常任委員会から小村議員、木澤議員、広報発行常任委員会から伴議員を指名いたします。以上7名の議員には、よろしく願いをいたします。
続いて、日程26. 議案第19号 平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) これをもって、議案第19号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第19号は、予算審査特別委員会に付託いたします。
続いて、日程27. 議案第20号 平成28年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) これをもって、議案第20号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第20号は、予算審査特別委員会に付託いたします。
続いて、日程28. 議案第21号 平成28年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) これをもって、議案第21号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第21号は、予算審査特別委員会に付託いたします。
続いて、日程29. 議案第22号 平成28年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) これをもって、議案第22号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第22号は、予算審査特別委員会に付託いたします。
続いて、日程30. 議案第23号 平成28年度斑鳩町水道事業会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) これをもって、議案第23号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第23号は、予算審査特別委員会に付託いたします。
続いて、日程31. 議案第24号 財産の無償譲渡についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

3番、中川議員。

- 3番(中川靖広君) この稲葉車瀬の集会所は、建設されてかなりの年月がたっていると思うんですが、なぜこの今の時期に土地を無償譲渡されるのか、お聞かせいただきたいと思います。

- 議長(中西和夫君) 乾住民生活部長。

- 住民生活部長(乾善亮君) 稲葉車瀬集会所につきましては、平成16年に建築をされております。

この土地に関しましては、この鳩水園の補償の項目の中に、土地を譲渡してほしいという要望も出ておりました。その当時、土地を譲渡するという方向で、今、稲葉車瀬と確認書も交わしながら進んできたわけですが、その当時、峨瀬集会所の裁判もございましたので、その関係ありましたので、その経緯を見ていこうということで、しば

らく待っていただいていたという状況でございまして、それが、裁判が結審いたしましたの、平成23年に結審をしておるんですけど、その後、稲葉車瀬の自治会と町との関係の中で、その後、協議がなかったんですけど、役員の方々から、この件はどうなったのかということで、地元からそういう内容のことがございまして、当時、その確認書も交わしている中で、これはやっぱり約束したことでございまして、また、これを終結、お渡しすることによって最後の補償の部分が全部終わるということでございまして、町といたしましても、その約束、確認書を交わしておりますので、遅くなったんですけども、今の時期にお渡しをさせていただくということで、地元とお話を、協議をさせていただいて、議会の、最終、議決もいただかないと譲渡できませんので、そういったことも地元にお話をさせていただきながら、お渡しをさせていただきたいということで、今日まで話を進めさせていただいて、今回、議会に上程をさせていただいたという経緯でございまして。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） それでは、その補償の覚書っていうんですかね、その中にその土地を無償で譲渡するという文言は入っているんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） この確認書の中に、この集会所の用地につきましては、鳩水園の補償の事業の一環として稲葉車瀬自治会に無償で譲渡する目的で町が取得したということが書いております。その中で、やはり議会の議決が必要であるということも書いておまして、町としては無償譲渡に向けて最大限の努力をさせていただくという確認書を平成16年9月に、16日に交わしているということでございまして。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 稲葉車瀬自治会さんは、地縁団体は設立されているのか、されていないのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 地縁団体でございまして。

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第24号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第24号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程32. 議案第25号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第25号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第25号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程33．議案第26号 斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第26号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第26号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程34．承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） それでは、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）についてでございます。

まず、議案書を朗読いたします。

承認第1号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成28年2月29日 提出

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、次のページの専決処分書を朗読いたします。

斑専第 1 1 号

専決処分書

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
標記について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分す
る。

平成 2 7 年 1 2 月 2 8 日

斑鳩町長 小城 利重

それでは、条例の改正内容につきまして、この議案書の最後のページの要旨に沿いま
して説明申しあげたいと思います。

今回のこの改正につきましては、地方税分野における個人番号利用手続きの一部見直
しを内容とする地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が、平
成 2 7 年 1 2 月 2 5 日に公布、施行され、平成 2 8 年 1 月 1 日の施行の地方税法施行規
則の一部を改正する省令の内容に変更がありましたことから、平成 2 7 年 1 2 月 2 8 日
に専決処分をさせていただき、同日、交付、施行したものでございます。

平成 2 7 年 1 2 月議会におきまして、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、町税の
申告書や減免申請書などの記載事項に個人番号や法人番号を記載する欄を追加する改正
を含む斑鳩町町税条例の一部を改正する条例を議決していただいた上で、平成 2 8 年 1
月 1 日に施行することで公布をいたしておりました。

その後、先ほど申しあげました省令の改正がございまして、要旨にございまして、1 の
改正内容にありますように、まず 1 つ目として、町民税の減免について、申請書への個
人番号の記載を不要とすること、また、2 番目といたしまして、特別土地保有税の減免
について、申請書への個人番号の記載を不要とすることとなりましたことから、施行前
の斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について所要の改正を行ったものでござい
ます。

なお、本文及び新旧対照表の説明につきましては省略をさせていただきまして、説明
を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおり承認をいた
だきますようお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたしま
す。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第1号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、承認第1号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程35. 認定第1号 町道認定及び路線変更についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、認定第1号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています認定第1号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程36. 陳情第1号 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の議会決議についてを議題といたします。

ただいま議題となっています陳情第1号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程37. 陳情第2号 精神障害者の交通運賃に関する請願書についてを議題といたします。

ただいま議題となっています陳情第2号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程38. 報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)、日程39. 報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成27年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について)の2議案は、いずれも同一事故に係る議会の委任による町長専決処分の報告であります。

よって、会議規則37条の規定により、2議案を一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、報告第2号、報告第3号の2議案については、一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

清水教育長。

○教育長(清水建也君) それでは、報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)及び報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成27年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について)の説明をさせていただきます。

まず、報告第 2 号でございます。

まず、議案書を朗読をさせていただきます。

報告第 2 号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(損害賠償の額の決定について)

標記について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

平成 28 年 2 月 29 日提出

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、2 枚目の専決処分書も朗読をさせていただきます。

斑専第 9 号

専決処分書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成 27 年 12 月 24 日

斑鳩町長 小城 利重

もう 1 枚めくっていただきまして、3 枚目でありますけれども、損害賠償の額の決定についてであります。

すこやか斑鳩・スポーツセンター中央体育館 1 階アリーナ内において、床が雨漏りの影響で濡れていたため、利用者が滑って転倒し負傷した事故による損害賠償を次のとおり決定する。

記

1. 損害賠償の額 13,090 円
2. 損害賠償の相手方 奈良県生駒郡斑鳩町服部 2 丁目 16 番 3 号
河野豊三郎

この事故の内容、概要でございますが、去る平成 27 年 11 月の 19 日、すこやか斑鳩・スポーツセンターの中央体育館 1 階のアリーナの中におきまして、床が雨漏りによりましてぬれていたため、そこでバウンドテニスをされておられたこの河野さんの足がですね、滑って転倒され、負傷されたということでございます。ちなみに、病院での診

断結果は頸椎捻挫ということでございます。

この負傷に係りまして、平成27年12月24日に河野さんとの示談が成立をいたしましたことから、地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、同日付で損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたものでありまして、同法同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

続きまして、報告第3号の議会の委任による町長専決処分の報告について（平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）でございます。

まず、これにつきましても、議案書を朗読をさせていただきます。

報告第3号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。

平成28年2月29日提出

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、2枚目の専決処分書も朗読をさせていただきます。

斑専第10号

専決処分書

平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成27年12月24日

斑鳩町長 小城 利重

これにつきましては、先ほどの報告第2号の損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴います損害賠償に係ります保険金の受け入れと、損害賠償金の支払いのための補正でございます。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ90億5,133万6千円とするものであります。

補正予算書の予算に関する説明書に基づきまして、ご説明をさせていただきます。5

ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入予算の補正でございます。第20款 諸収入、第5項 雑入、第5目 雑入、第6節 雑入に、総合賠償補償保険金といたしまして1万4千円を増額補正するものであります。

次に、6ページをお開きください。歳出予算の補正であります。第9款教育費、第6項 保健体育費、第1目 保健体育総務費、第22節 補償補填及び賠償金で、賠償金として1万4千円を増額補正するものであります。

申し訳ございません、1ページに戻っていただけますでしょうか。予算の総則を朗読をさせていただきます。

平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）

平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9,051,336千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月24日専決

斑鳩町長 小城 利重

なお、本議会に上程をしております平成28年度斑鳩町一般会計予算におきまして、この中央体育館屋根防水に係る修繕費を計上しております。そして、抜本的に改修していきたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

以上で、報告第2号の議会の委任による町長の専決処分について（損害賠償の額の決定について）及び報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご了承を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） アリーナの中で雨漏りをしていて転倒されたということなんですが、日々の管理の中でその雨漏りは確認できなかったのか、お尋ねします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 毎朝ですね、開錠するときにはフロアの状況も見ておる中で、その後、降った雨によってですね、漏ってきたということで、朝の点検のときには異常なかったということを知っています。ということでございます。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） その日の朝の点検では確認できなかったんじゃないのに、それまでに雨漏りっていうのは1回もなかったのか、あったのかを確認できていないのかっていうことを、ちょっとお聞かせいただきたいなど。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今までにも何回か雨漏り、体育館の雨漏りはございました。今回のようにですね、フロアに落ちてくる雨漏りというのはなかった状態で、壁伝いに落ちてきている状態ではございました。その都度、応急的に処置をしてきたところがございます。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 起こったことは今ごろね、とやかく言ってもしやあないからあれですねけど、今後そういうときにはね、やっぱりこういう住民の方がけがをされるような事故にもつながりかねませんので、やはり、今、教育長、28年度の予算でその補修をするという予算をとっていると、補修する予算をとっているとという説明をいただきましたが、やはりこういうことこそね、補正を組んででも早急に修繕すべきものだと、私、思いますので、それを指摘して、終わります。

○議長（中西和夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）を終わります。

続いて、日程40. 報告第4号 平成28年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、報告第4号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） それでは、報告第4号 平成28年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてでございます。

まず、議案書を朗読いたします。

報告第4号

平成28年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成28年2月29日提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、議案書をめくっていただきまして、平成28年度斑鳩町文化振興財団事業計画及び予算でございますが、これに基づきまして、説明申しあげます。

表紙をめくっていただきまして、1ページでございます。平成28年度事業計画でございます。

まず、(1)の地域文化の振興事業、地域の文化に関する情報等の収集及び提供事業」でございます。

①の公演・文化講座事業でございます。これは、地域住民の皆さまに文化事業を提供し、地域文化を活性化することにより文化振興を行う事業でございます。30事業を行う計画で、事業費の合計は3,109万1千円でございます。

その内訳でございます。まず、1の自主文化事業でございます。これは、財団の自主公演として開催する事業であります。その1つ目の住民参加型事業につきましては、新年度は、前年度と同様の6事業でありまして、その事業費は合計で380万円となっております。次、2つ目の育成型事業につきましても、新年度は、前年度と同様の9事業でありまして、その事業費は277万円となっております。3つ目の芸術文化鑑賞型事業は、新年度は、前年度より1事業増の12事業で、その事業費は1,152万4千円でございます。新規の実施事業となりますのは、時代劇コメディ、大野俊三ジャズライブ、SAMURAI 津軽三味線魂の3事業でございます。以上が、自主文化事業でございますが、これらの事業概要につきましては、次の2ページから4ページにかけて、事業名、開催日、回数、事業の趣旨、事業費、収入の見込額を記載をいたしておりますので、後ほどごらんいただければというふうに存じます。

次に、2の受託事業でございます。町から委託を受けて開催する事業でありまして、前年度と同じように2事業でございます。50万円を計上いたしております。NHK奈良放送局との共催事業を2つを予定いたしているところでございます。

次に、3の友の会事業でございます。いかるがホールの文化事業を促進するため、友の会を編成し、文化情報の収集、提供を行うものでございます。事業費は82万円を計上いたしております。

次に、4の共通でございます。これは、公演・文化講座事業に共通でかかる経費でございます。新年度の事業費といたしましては、1,167万7千円を計上いたしております。

続いて、(2)の地域の文化活動拠点の管理・運営に関する事業についてでございます。

まず、①の斑鳩町文化振興センターの管理及び運営事業でございます。これは、斑鳩町から指定管理者の指定を受けた場合に、斑鳩町文化振興センターホール部分の管理運営を実施するもので、事業費は1億1,751万4千円でございます。これに対します収益は、指定管理料収益で9,399万円、使用料収益が2,390万円としているところでございます。

この事業の内訳でございますが、まず、1の公益目的利用に関する施設管理及び施設貸与事業は、いかるがホールを文化、福祉活動等の公益目的利用に貸与し、ホールを管理運営するものでございまして、事業費は1億1,033万2千円でございます。

次に、2の公益目的外利用に関する施設管理及び施設貸与事業でございますが、公益目的に使用されていない施設を、収益活動等の公益目的外利用に貸与を行うものでありまして、事業費は718万2千円でございます。

続きまして、②の斑鳩町立図書館の管理事業でございます。これは、斑鳩町教育委員会と管理委託契約を締結し、斑鳩町文化振興センターの図書館部分の管理を実施するもので、事業費は1,529万円でございます。

以上が、平成28年度の事業計画でございます。

続きまして、6ページから7ページにかけましての正味財産増減予算書について、説明申し上げます。こちらは、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の3会計を合算いたしまして、法人全体の財産の増減を前年度比較したものでございます。平成28年度は、現在使用している液晶プロジェクターが経年劣化しているため、これを新規で取得しようとしておりまして、この取得予定価格から什器備品減価償却額及び車両運

搬具減価償却額を差し引いた額が24万5千円の減となりますことから、7ページ一番下の行でございますけれども、正味財産期末残高は1億307万円となるものでございます。

次に、11ページをごらんいただきたいと思います。正味財産増減予算書事業区分別の内訳表でございますが、正味財産増減予算書を各会計、そして事業別、さらに公1の公演・文化講座事業につきましては、その事業区分別に表示をいたしているものでございます。その内容につきましては、13ページ以降の予算科目ごとに説明申しあげたいと思います。

それでは、13ページをお開きいただきたいと思います。13ページの公益目的事業会計の公1．公演・文化講座事業でございます。こちらの事業は、自主文化事業、受託事業、友の会事業、共通の4つに分けての説明となります。

まず、自主文化事業でございます。これは、財団で自主公演として開催する事業についてでございます。1の経常増減の部の(1)経常収益についてでございます。科目②の事業収益で、節の自主事業収益であります。予算額は1,471万1千円でございます。これは、チケット販売収入及び講座受講料の合計額でございます。前年度との比較では、282万8千円の増でございます。主に事業数の増によるものでございます。次に、14ページの(2)経常費用でございます。①の事業費で、予算額1,809万4千円でございます。前年度との比較では183万円の増でございます。節ごとの金額につきましては、記載いたしているとおりでございます。

続きまして、そのページ中ほどの受託事業についてでございます。(1)経常収益の③受託事業収益は、予算額50万円でございます。町から委託を受けた受託事業を開催するための費用の受け入れでございます。(2)の経常費用でございます。①事業費で予算額50万円を計上いたしておりまして、節ごとの金額につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、15ページ、友の会事業についてでございます。(1)経常収益の⑤受取会費でございます。予算額82万円でございます。友の会の年会費の受け取りでございます。個人会員が580名、法人会員の口数が80口を見込んでいるところでございます。(2)の経常費用の①事業費につきましては、予算額82万円で、友の会会員への案内の送付等に係る費用についてでございます。

続きまして、中ほどの共通についてでございます。(1)の経常収益、④の受取補助金等でございますが、予算額は1,453万8千円で、町からの公1．公演・文化講座

事業に係る補助金の受け取りでございます。前年度比較では、229万4千円の減となっております。これは、前年度予算では、雅楽の楽器購入に係る補助金を計上していたため、この年度では減となるものでございます。(2)の経常費用、①の事業費は、予算額1,167万7千円で、公1.公演文化講座事業に係る人件費、雅楽楽器の什器備品減価償却額でございます。前年度比較では、5万9千円の増となっております。

次に、16ページでございます。公2のホール管理・貸与事業でございます。斑鳩町文化振興センターホール部分の管理運営及び文化活動等公益目的使用に係る施設の貸与事業となっております。(1)の経常収益、③の受託事業収益では、予算額は1,713万9千円で、斑鳩町文化振興センターの公益目的利用による施設使用料収益となります。前年度比較では、60万5千円の増でございます。(2)の経常費用、①の事業費は、予算額1億1,033万2千円で、前年度比較では、39万1千円の減となっております。各節ごとの各費用については記載のとおりでございますが、減額の理由といたしましては、主に電気料金の燃料費調整単価の引き下げによるものでございます。

次に、17ページ、公1、公2の共通でございます。こちらは、公益目的事業全体に係る費用の受け入れとなりまして、指定管理料収益と雑収益でございます。(1)の経常収益、③の受託事業収益につきましては、これは指定管理料収益で、予算額8,801万9千円でございます。指定管理料は、公2.ホール管理・貸与事業に対する受け入れでございますが、決算におきまして収益が出ますと、その収支差益を公1.公演文化講座事業の事業費の事業に充当することから、公益目的事業に共通する収益として共通に計上いたしましたものでございます。前年度比較では、14万4千円の減となっております。こちらにも、主に電気料金の燃料費調整単価の引き下げによる収益の減でございます。6の雑収益でございますが、予算額が25万2千円で、事業等イベント参加者、ホール利用者、不特定多数の方に対しまして自動販売機や公衆電話の利用の収益でございますが、公益目的事業全体に共通するものでございます。

次に、18ページでございます。収益事業等会計でございますが、収1.ホール管理・貸与事業は、収益事業等目的での施設利用に係る貸与事業でございます。(1)経常収益の③の受託事業収益は、予算額が1,273万2千円で、指定管理料といたしまして、収1.ホール管理・貸与事業に係る光熱水費の受け入れである指定管理料と、公益目的外使用による施設利用の使用料収益でございます。前年度比較では、63万9千円の減となっておりますが、これにつきましても、電気料金の燃料費調整単価の引き下げに伴うものでございます。(2)の経常費用、①の事業費でございますが、予算額7

18万2千円で、公益目的外の施設利用に係る人件費、需用費等でございます。各費用につきましては記載のとおりでございますが、前年度比較では、16万3千円の減となっております。これにつきましても、電気料金に係るものでございます。

次に、収2の図書館管理事業でございます。（1）の経常収益、③の受託事業収益は1,529万9千円で、町立図書館の管理に係る費用の受け取りでございます。

また、（2）の経常費用、①の事業費は、先ほどの収益の予算額と同額の1,529万9千円を計上いたしております。各費用につきましては記載のとおりでございます。

最後に、19ページの法人会計についてでございます。（1）の経常収益、①の基本財産運用益は予算額2万5千円で、これは、基本財産1億円を金融機関へ預け入れました受取利息ということでございます。また、④の受取補助金等につきましては、予算額118万4千円で、町からの財団運営補助となっているところでございます。前年度比較では、229万3千円の減となっております。前年度予算では、公用車の購入に係る補助金を計上していたため、この年度減となるものでございます。（2）経常費用でございますが、②の管理費では156万円を計上いたしております。前年度比較9万7千円の減となっております。節ごとの費用につきましては記載のとおりでございます。

以上で、斑鳩町文化振興財団事業計画の報告とさせていただきます。

なお、この報告の議案につきましては、去る2月8日の財団の理事会において決定されまして、2月17日、財団評議員会におきまして承認を得ておりますことをあわせてご報告申し上げます。

以上で、報告第4号 平成28年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についての説明といたします。何とぞご了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

報告第4号 平成28年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明3月1日から2日までを休会、3日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後1時48分 散会）